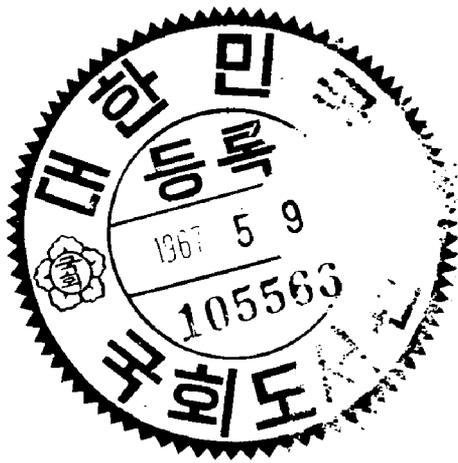


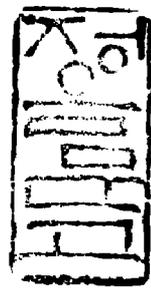
朝鮮民  
政資料

洪耳谿の事蹟

742







# 洪耳谿の事蹟

松田甲

## (一) 治水と植樹

遠き過去は姑く之を措き、近く李朝に在つては、儒教が政治の根柢を成し、所謂經國濟民の術は、殆んど孔孟の遺意を奉じたのである。而して當代の儒教は専ら朱子學に限られ、殊に朱子學に對する事にしても、儀禮と云ふ方面のみを主たる教義と認めた結果、其餘弊は遂に黨派分争の端を開き、民を繁文褥禮の下に苦めるに至つたのである。故に世上往々朝鮮の儒者を評して、彼等は徒らに館學郷校の田地衣食し、口に仁義道德を説くも、肚に豺狼の慾を裏みたりとし。又彼の觀察使・府尹・郡守・縣監の如き所謂地方官なる者を評して、彼等は兵機を持ち、裁判權を持ち、徵稅權を持ち、隱然小諸侯の如くであつた爲、收歛の機關として人民の膏血を絞り、曾て生靈の疾苦を顧みなかつたこと曰つて居る。此等の言は甚だ苛酷にも思はる、が、實に其の歴史を見ると推して否定することは不可能である。然し星霜五百に亘る政教界は相當長かつた、其の間、時に或は篤實眞學の儒者、清白廉潔の官吏あつて、事業文章相共に、邦家に貢獻した者の跡なからざるを信ずる。茲に紹介せむとする洪耳谿の如きも亦其の一人である。

抑も耳谿は如何なる經歷ありし人が、其の墳墓は今尙ほ忠清南道天安郡歡城面龍谷里の日峰山上に在つて、屹然たる巨碑が立つて居る。其の表面には「朝鮮判中樞府事兼吏曹判書大提學諡文獻豐山洪公良浩之墓、貞敬夫人東萊鄭氏附左」の三十六大字、及び其の兩側と裏面には其の子の義俊が識した碑陰記が刻されてある。今記中より抄録して經歷の梗概を

知るに供する。

先君子姓洪氏。諱良浩。字漢師。幼諱良漢。號耳溪。安東嶺山人。先祖高麗國學直學諱之慶。(中略)入我朝六傳。至  
司憲府大司憲贈議政府領議政諱履祥諡文敬號慕堂。禮曹參判贈領議政諱寔號秋澗。永安尉柱元宣祖贈馬謚文懿號無何  
堂。寔府君高祖也。曾祖掌議院判決事贈吏曹參判諱萬愷。祖丹陽鄭守贈吏曹判書諱重聖號英高。考贈議政府左贊成諱鎮  
輔。妣贈貞敬夫人青松沈氏領議政諱賢女。景宗甲辰閏四月二十六日先君生。英宗丁卯生員。壬申庭試文科。甲午登俊  
試。己卯通政(中略)己未輔國崇祿。歷官藝文館檢閱(中略)中樞府知至判事(中略)世子左賓客。弘文藝文館提學大提學  
經筵春秋。成均館同知事。義禁府同知至判事。都摠府副都摠管(中略)外任江東縣監。慶州義州府尹。洪州牧使。慶興  
府使。黃海平安道觀察使。奉使全羅道京試官。賑款督運御史。冬至副正使。今上壬戌正月十五日考終壽。七十九。葬  
于天安郡南日峰山玉坐之原。開先妣之墓合窆焉。贈諡文獻。諡法。勤學好問曰文。嚮忠納德曰獻。(下略)

此れに由つて翻るに、今を距る二百年(享保五年、德川吉宗時代)に生れ、歿したる今上壬戌(享和二年、徳川家齊時代)は即ち純祖の二年(川家齊時代)で百二十三年前に相當する。彼れの活動したのは恰度日本の阿部正倫、松平定信、平賀源内、伊能忠敬、林子平、頼山陽等と時代が同じである。

耳溪には「太史氏自序」を題した自叙傳がある。本篇には逐次之を引用するが、先づ序中の左の數言を見ても、其の人为りが想像し得らるゝのである。

十七八歳大鳴國庠。二十四生員試。二十九中庭試文科選補翰林。英宗大王特器之。多所顧問。每稱其博學。同列頗忌之。良浩益自歛附。數月特陞六品階。直除侍講院司書掌試。湖南得人最盛。乃禮部會闈魁元。皆出湖南。人至今稱之。選入玉堂。良浩不樂在朝。求外。知江東縣。

耳溪は尸位素餐に甘むる凡俗に親昵するを不快とした。書を読み聖賢を見れば、辭職の備を爲り、學を講じて躬行を尙ばざれば、口頭の禱を爲るのを怕れた。彼れが外任即ち地方官たりむ事を希望したのは單に時弊に慨した發奮のみではない。果して彼れが職に莅むや、處々に努力の蹟を遺した。其の耳溪を號したのは「太史氏自序」に

中歲占一區於牛耳之洞。有水石之勝。每解官。騎驢出遊。自號曰耳溪居士。

とあるに徴して明かである。

官に居て子民を愛せざれば衣冠の盜を爲り、業を立て、種徳を思はざれば眼前の花を爲るは、地方官として銘心すべきの語であるが、耳溪は常に之を目から戒めた。而して彼れの最も意を盡きて實行したのは治水と植樹である。中にも

(イ)平安南道江東郡萬柳堤の築工。(ロ)忠清南道唐津郡合德池の疏濬。(ハ)京畿道蕩州郡の牛耳洞の植樹。(ニ)黃海道延白郡南大池の疏濬。(ニ)咸鏡北道の豆滿江岸の植樹等は其の功績の偉なるものである。尤も牛耳洞の植樹は在官以外に行つたのであるが、此の五大事業は彼れが名姓を不朽に傳ふるに足るものと謂つてよい。

### (イ)平安南道江東郡萬柳堤の築工

英祖三十四年戊寅、耳溪は江東縣監として、始めて地方官の任に就いたのであつた。其の翌年己卯歲三十六の時、今尙人口に膾炙する處の萬柳堤を築いた。實に是れ地方官としての初陣の功名である。元來江東島は山間の凹地であつて、其處を水晶川(江東邑誌に、水晶川、在縣南一里、其源出自成川直洞、而經龜邑底、流入西江也)が流れ、豪雨一たび瀉けば氾濫して沮水又南左、合水晶川、云水精川、出於成川府九龍山、兩流入于沮水也と記してある)が流れ、豪雨一たび瀉けば氾濫して害を爲す事甚しきを受ひ、堤を築いて之を防禦したのである。彼の遺稿たる「耳溪集」にも此れに關する二三の詩文がある。

江東萬柳堤碑

己卯爲縣守、築堤立碑、後接箕楚、又作後領、改刻以立

川於縣之南曰水碓。橫斷腹裏西合于閩波。北入于江。蓋巨浸也。比變而激。攝邑治將半。余尹茲土。亟察民病惟川之最患。顧役鉅重州民。及春水漲水將至。民皆謹曰。弗治吾其盡。余惟悅以使民勞齊而逸。遂下期告蒙。衆競趁。壯負石。弱攀土掃境。竭作九日而堤成。者千有餘弓。高人身有半。廣倍之。夾堤種柳。其密如簞。屹然爲巨防。衆曰。是役也。去民大患可無識。伐石于堤。謫余名乃命之曰萬柳。或曰天下之患。莫大於水。殷圯耿毫。漢憂宣防。矧茲堤。余曰。事無難易當務之爲。若夫增而固之。責在後人非吾憂也。然有成則毀理之常也。詩云高岸爲谷。深谷爲陵。何堤之足恃。何石之獨壽。姑紀其事。以觀物之變也。後銘曰。

維己卯後。三十三載。余受方岳。旌鉞來屆。有萬者柳。夾隄蕤蕤。樹與人老。子幹孫枝。其下民居。百室聯戶。

昔憂漂梗。今關良圃。武夫挾矢。鬪藝作好。士女歌嬉。繁陰細草。水行不濫。尺碑汗彌。留石水碓。杭留蘇防。

石老而磷。昔仲字脫。咸言改爲。衆志莫奪。斲彼蒼珉。紆背之趾。順水桴下。載琢載鐫。文仍其故。書又余手。

惟土不漬。惟石之壽。惟邑豐悴。視場崇替。高山北峙。大江東逝。

是れ實に題下の註にもある如く、萬柳堤創成同時に建てたる碑の外に、文は舊の儘にして銘を作つて之に加へたものである。時維れ正祖の十三年辛亥、彼れは昔の縣監にも似ず、三十三年の星霜を経たる老齡六十八歳、平安道觀察使たる高官を以て巡行し來つたのであつた。

#### 宿 江 東 縣

江東是余舊莅也。己卯春。樂徒堤種柳。以距水患。立石記之。名曰萬柳堤。不數年萬柳成林。水害乃去。邑村殷盛。今已三十餘年。巍然可觀。

旌纛蔽葵滿路光。玉麟腰下換銅章。遊城復有重來鶴。玄觀爭看前度郎。某水釣遊暫指點。當時部曲半凋亡。惟餘萬柳

青青色。手植今成拱抱長。

前記の銘と此の詩とを讀む時は、彼れの快意、宛然観るが如くである。三十三年前に長堤を築き、それに植えた楊柳は青青として行を成し、民は灑梗を免れて良田を耕して居り、堤上には弓を闘はずの武夫もあれば、歌謠ひつゝ、行く兒女も見ゆる。殊に彼れは觀察使として旌議を闘へし威儀堂々乗り込むで來たのである。滿胸の歡喜今更名狀せむとするもそれ難いかなだ、彼れは其の後左の文を作つた。

萬柳外堤記

余築萬柳堤之三十二年。以藩節復到江東。堤完而樹老。水不恣行。邑以殷實。爰循詳情。改豎石以之記。于時闔境父老。挈壺包蒸狗。僂僂而進曰。堤之成毀實關邑之興替。今既樹以護之。石以頌之矣。然無常者水步也。難遏者風濤也。不有障而拒之。竊恐日鬻而月剝。木有時而拔焉。石有時而頽焉。公之功亦有時而虧矣。公其如之何。將奈吾民何。余默然良久曰。是非吾所及守土之責歟。知縣李學士過濟曰。民無患焉。公既善其初。吾敢不圖其終耶。遂履水而尺地相高卑。度廣袤。設二防於外。募民斧木畚土。起於堤頭止於川腹。隆殺隨勢導之。使南直注于凌鏡之口。步四百五十。崇二丈半。濶倍於崇。用民日數百。用日弱二旬。皆計功歸直。民不知役。仍伐萬柳之條。列植如舊堤焉。於是三堤並峙。水趁其外。邑人學環視而稽曰。今而後。水晶之水不復北矣。雖有傾山之浪。誰能越三重而窺民居乎。徵我侯不能永我公功。非我公無以成我侯之志。二惠終始。其與是邑並傳乎。會李學士赴召去官。邑人訖其事來告成。余喜而記其蹟。俾揭于堤畔之亭。

此文に據るも、耳深が己れの及ばざる所は及ばずし、人の功は功として、外堤の出來たのを喜んで記したなきは、偶以て其の態度を見るべきである。

耳溪の系なる敬談(敬談の経歴は後三記載する)の「松石外史」に「萬柳堤賦」があつて其の序言に

在江東城南。水滂之川。每爲霖水汎濫。民不堪屢。歲戊寅。王父尹于禁土。築堤前距之。夾堤種柳。屹然爲巨防。水行不濫。邑里乃奠掃掃頌之。伐石而誦。名之曰萬柳堤。壬辰增築外堤。辛亥又築外堤之外。三堤並峙。仍伐萬柳之條。列植如舊堤。

さある。賦は茲に掲ぐるの煩を避けたが。此の序言に由つて觀るに、耳溪が書いた「萬柳外堤記」以前にも増築した事もあつた。敬談に尙ほ左の詩がある。

千年白馬國。曾是我桐鄉。邑頼蘇公埭。民歌召伯棠。雲煙近仙嶺。雞犬散秋場。況有故人在。池亭待月嬋(宿江東)

萬柳堤邊萬柳斜。長條垂地葉藏鴉。風來水面搖綠雨。煙織橋陰駐綺霞。金埭如今橫偃月。銀河無復有飄檣。飛潛同泳恩波裏。千甃口碑定不磨(萬柳堤)

敬談が其の祖父の功を稱して、千甃の口碑定めて磨せざらむと云つたのは、決して誇張の語ではない。寧に不朽の遺業である。尙ほ此の萬柳堤の事に就いて江東郡廳に照會したるに。

萬柳堤ハ築造ノ當初、内外二重ノモノナリシモ、今ハ内側ノミ儼然トシテ、在シアリ、然レ共同堤ハ、洪良浩ノ創築ニハ非ラズ、其ノ前既ニ築堤ニ起セルヲ、同入江東縣宰タリシ時、完成セシモノ、如シ、而シテ其後洪水ノ都度修理ヲ重ネ今日ニ及ビタルモ、文獻ノ徵スベキモノナキヲ以テ、其仔細ヲ知ルニ由ナシ、唯其ノ當時植栽ノ殘柳今尙堤防ニ沿ヒ疎立シテ點々散見シ外側堤防ノ跡ト共ニ昔ノ傳ヲ語ルノミ、近年邑民齊シク同堤改修ノ要ヲ叫ビ、數年前ヨリ所在面ニ於テ白楊南木ヲ養成シ、防水林ヲ作リツ、アリ。

この回答があつた。然かし「洪良浩(即ち耳溪)ノ創築ニ非ラズ」と曰ふに至つては疑問でもあり。且「文獻ノ徵スベキナキヲ以テ」

さあるも、最も證據たるべき文獻は「萬柳堤碑」なるのに、之に言及してないのを不審に思ひ、更に照會した所が、萬柳堤碑ノ有無ヲ調査セシニ今尙同堤防ノ附近ニ現存スル三箇ニシテ未ダ破損セズ」にて、其の碑文の寫しも添附があつた。之にて同堤は確かに耳溪の創築たるこが判つたのである。三碑ニ云ふのは一は耳溪が創築當時即ち今より百六十六年前に建てたもので、一は其後三十三年に銘を加へて建てたものである(即ち前に掲げてある江東萬柳堤碑)其他の一は「奠民堤」の碑ニ稱し嘉慶十四年に建てたさあるから、耳溪が創築後五十年のもので決して舊きものではない。而して「今ハ内側ノミ儼然トシテ現存シアリ」さある内側は即ち耳溪の創築たるこを碑文が證してゐる、又三十三年後に銘を加へて建てたのは、前者の毀損せむとするのを懸念した爲なのに、兩碑とも依然たりとは、愈以て耳溪の功德を永久に物語つてゐるものである。

(口) 忠清南道唐津郡合德池の疏濬

耳溪は江東縣監より、慶州府尹、義州府尹を歴て、英祖の四十年甲申に洪州牧使ニ爲つた、時に歳四十一。彼れは其の翌年合德池を疏濬した、其の著たる「湖西錄」に合湖近益運削、動萬衆築以磔之」と題して。

萬鍾同時作。長堤十里連。呼邪聲沸海。吹息氣薰天。雁鷺爭餘飯。魚龍返舊淵。人功作鬼運。斥鹵化良田。

さあり又其の「太史氏自序」中に

洪州有合德大池。三郡仰漑。近久湮廢。申報方伯。發萬餘丁。疏鑿而增堤。民至今賴之。立石以紀功。

さあるもの即ち其れである。而して立石以紀功さ云ふのが、今尙存する蓮堤重修碑であつて

自夫蓮堤之廢。環堤之禁。旱而乾。水而溢。連歲不登民病之。洪彼良漢。求得邑之丁。親自董役。築而增之。□而疏之。捐俸鳩材以設水閘。使去溢決之害。於是乎蓄洩得宜。旱澍不災。堤之民樂而歌曰。我堤既乾。我稼既同。云誰敢賜。惟太守功。克勤不伐。惠我無疆。願壽其傳。去思不忘。遂鐫石記之。崇禎後參丁亥夏立。

と刻してある。此碑に崇禎後參丁亥(崇禎後參丁亥とは、明末の丁亥から三度目の丁亥の歲を云ふことにて、當時清の屬邦たるを思ひ疑つた證據である)とあるのを見るに、耳溪が同池を疏濬したるを二年目に建てたこととなる。合德池は現今唐津郡の合德面に屬してゐる。同面の合德里は古の合德縣の所在地で、「新增東國輿地勝覽」に「合德縣、在州北(州)三十里。本屬德豐縣。爲部曲。高麗忠烈王二十四年、以邑人官者黃石良入元朝有能爲縣」を書いてある。往昔洪州牧は舒川・瑞山・泰安・泗川・盟陽の五郡と、平澤・鴻山・徳山・青陽・大興・庇仁・藍浦・結城・保寧・牙山・新昌・禮山・海美、唐津の十四郡との廣大なる疆域を管轄した。而して合德池は其の疆域内で最も灌漑の利源をなした爲に、附近の水田は従つて大なる收穫があつた。それ故、地勢よりすれば唐津縣(今の唐津郡)に屬すべきものを、古來牧使所在地たる洪州の飛地として直轄し、合德里には貯穀の倉庫を置いて救荒の備にしたのである。實に同池の疏濬は收穫の多寡に大なる關係があつた。耳溪の疏濬は乃ち偉功を謂はねばならぬ。而して現狀に就いて、唐津郡廳に照會したるに、左の回答があつた。

同池修築以來、灌漑ヲ受クル各家私闢者間ニハ、楔ヲ組織シテ年々修築ヲ行ヒ保存シツ、灌漑ヲナス、同堤内面積ハ百三町二反六畝歩ニシテ、個人所有ニ屬シ、灌漑面積ハ三百五十四町歩ニシテ、楔員ハ六百四十人ニ達ス。之に由つて觀ても、耳溪の功徳は、百六十年後の今日にも及ぼしてゐるこゝが明かである。

### (ハ)京畿道楊州郡の牛耳洞の植櫻

京城に近き牛耳洞は、水石の景致極めて幽邃である。而しその幽邃なる景致よりも、櫻花の勝地として知られてゐるが此の櫻樹は耳溪が植ゑたもので、しかも日本より根を移したのである。

牛耳洞は、朝鮮古來の詩人中、最も有名な東岳李安誦の所有で、其の子孫の——押——光夏——擲——周鎮——濞に相傳つた土地である。然るに耳溪の曾祖父萬愷が、肅宗三十六年庚寅に歿し、墓地を麻田に卜したところ、親戚中異議が多

かつたので、これを京城附近に改めむとした。其の時萬愾の女婿は即ち東岳の曾孫に當る塲(號辭村)であるの緣故を以て、李氏の土地を借りて其の塲を移したのである、此時より洪氏の方では、微かな家屋を山下に造つて塲を守つたのであるが耳溪に至り寸土一木我が有に非ざる所に、曾祖父の墓があるのを遺憾とし、塲の孫に當る遊に請ふに、土地の讓受けを以てして、容易に其の快諾を得た。時は英祖三十八年壬午である。尤も耳溪は遊が貨を受くるを欲せざる爲、土を以て土に易へんじて、牛耳洞を距る遠からざる猪洞の栗園を以て之に易へた。是より牛耳洞は洪氏の有となつたので、松柏を養つて墓山を飾り、農耕を勸めて樵牧を禁じ、大いに舊觀を改むるに至つた(此項耳溪の牛耳村墓山記に據る)

恰も好し、大いに楸樹に熱中して居る際、通信使の日本行があつたので、之に依頼して櫻の苗木數百本或は百本と言ふを取り寄せ植栽したのであつた。之は往時より同氏の子々孫々に言ひ傳へある事實である。此の通信使の一行は、正使趙燾・副使李仁培・從事官全相翊を首めし、詩文に盛名ありし南玉・成大中・元重擊・金仁謙・李海文・洪善輔等も之に加はつて居た。彼等は英祖三十九年癸未八月三日京城を出發し、翌年甲申二月十六日江戸に入り、三月十一日江戸を出發して七月八日京城に歸つたのである故、同時に櫻の苗木を齎し來たことと、牛耳洞に植ゑてから今日まで百六十一年に相當する事となる、櫻耳溪が日本より櫻を取り寄せて牛耳洞に移植したのは、單に觀賞の爲であつたか、將た他の目的であつたか、之を知ることが得ないが。或人は板木を造る爲と曰ひ、或人は弓衣にする爲と曰つてゐる。朝鮮には元來楸皮弓と稱するのがあつた「朝鮮賦」に「武の爲に尙ぶ所のもの、楸皮の弓、華制に比すれば稍短きも其に箭を發す」。又「東國輿地勝覽」に「楸木の皮、弓衣となすべし、北方に産出す」と書いてあつて、楸の皮は殆ど櫻の皮に髮鬚たるものであるから弓衣にせむ爲だと曰ふ説も亦強ち斥ける譯にはゆかぬ。然るに此の事に就いて最も注目すべきは、耳溪が徐命府に贈つた一詩である。

送徐開學君受命將奉使之日本

文星夜犯牽牛界。瀛洲學士將渡海。朱衣象笏涉重溟。片帆高舉金鯨背。高名曾看振殊俗。文章曾已鳴當世。長風萬里一瞥舉。天海之間坐指顧。樓船上頭望若仙。意氣安閒揮麈語。魚龍百怪不敢近。卉服千隊快先覩。君不見麗代鄭文忠。又不聞昔時黃秋浦。忠信可以服蠻貊。氣節可以揚威靈。今人古人不相遠。昔教二子專美名。君行未及東溟海。我車先已西出塞。臨分竟失送行餞。在途聊復寄尺紙。人言海上多神山。琪樹珠宮若可攀。秦家天子發浩歎。齊國談士說荒誕。人間豈有不死藥。海外應到無底谷。不必求金光草。不用戴支機石。扶桑有葉大於篋。金蠶吐絲隨風揚。濯以流澗水。曬以紅日光。天孫織之作衣裳。一縷可延千歲長。君乎何不得來獻吾王。繡出山階黼黻草。衣被萬姓壽齊崗。

此の扶桑有葉大於篋以下の句は、日本の萬世一系にして皇統連綿たるを、扶桑の桑字に因みて蠶絲の長きに比喩し、また壽齊崗と言つたのは、詩經小雅の天保篇なる「如日之恒。如月之升。如南山之壽。不騫不崩」と「天保定爾。以莫不興。如山如阜。如岡如陵」の句中より引用したもので、要するに、君今使して日本へ行かば、國體の堅固、皇統の長久なる所以を能く知悉し歸り、範を彼れに取つて以て、吾が朝鮮君民の安泰を圖れと言ふに外ならぬのである。何故に斯る詩を徐命膺に贈つたかといふに、此の眞祖癸未の通信正使には初め命膺が任に當つたからであつた。然るに趙曦の行いたのは、命膺が故あつて辭した、めである。其の當時、朝鮮の人心は、日本を蒙昧不文の蠻夷とし、又は驕暴粗淺の狡奴さまで呼んで、或は悔り蔑け、或は忌み嫌つたものであるのに、耳溪は大局を達觀して目前の利害に拘泥せず、日本に對する信念は實に叙上の如きものであつた。されば此の信念より、日本の精華たる朝日に匂ふ山櫻を韓土に移植して、惰眠に耽ける人々の眼を覺醒せむとしたのではあるまいか。何れにせよ、此の詩を讀みて而して櫻の移植に想ひ到る時は限り無きの感が起るのである。

日韓併合以來、内地より移住者の多きに伴ひ、櫻も次第に朝鮮に植ゑられて、春風一たび吹けば、白雲紅霞の處々に棚引くに至り、櫻花の勝地としての牛耳洞の名も自然忘れがちになつた。聞けば其の櫻も或は枯れ、或は伐られ、數も大いに減つたこの事であるが、斯る由緒ある古蹟の保存も必要と思ふのである。

徐命甫は保晚齋と號し、彼の四佳堂徐居正の後裔で、博覽強記、當時屈指の學者であつた。攷事新書其の他有名な著作が多く、殊に天文学に長じて居た。曾て白頭山に登り、其の南方約一里の臙脂峰で緯度を測つて四十二度三分を得た事は其の『保晚齋集』の白頭山記に書いてある。それを近く大正四年臨時土地調査局三角測量で、白頭山頂の最高處を四十一度五十九分二十八秒と算定したに較べて大差なきは、實に其の學殖の一斑を窺ふに足るものである。斯る人が當時日本に通信使として行いたならば、朝鮮の文化に資する事多かつたであらう、彼れは何故に其の命を辭したのであつたか、誠に遺憾と言はねばならぬ。

## (二) 黃海道延白郡南大池の疏濬

耳溪は、牛耳洞の地が、愈々自家の所有と爲るや、自己の林園の植栽のみならず、住民を募つて開墾を勧め、官に在つては洪州牧使として大いに農業海産を奨励した。而し牧使の任は三年にして解かれ、其の後三年、京官として極めて閑散に月日を送つて居るに、幸道更に廻り來つて、英祖四十六年庚寅、黃海道觀察使の榮冠を戴いたのみならず、彼れは得意の手腕を揮つて、南大池疏濬の大業を完了した、時に其の齡四十七。今を距る百五十五年である。

南大池は、延白郡延安邑の南方近くに在つて、現今の周圍貳里三十町、面積約五十七萬坪、實に該道罕に見る所の大池である。『延安邑誌』に「南大池、俗名臥龍池、亦太湖と名づく。府南三里に在り、周二十七里、每夏月、荷花盛んに開くこと幾十里、古鏡塘と雖も過ぐる能はざるなり、小舟を以て菰蒲菱芡の間に入出す。冬月毎に池水圻裂す、或は縱、或

は横、邑人之を龍耕と謂ひ、以て翌年の豊歉を占ふ。横なれば則ち豊、縦なれば則ち水溢れ、全く圻裂せざれば則ち歉なり、本朝太宗の時、安魯生、朝に聞し、有司に命じて春秋祭を致す」と曰ひ、また「高麗文宗の時、池中脊腹、田を作すべきを以て、興王寺に賜ふ。其年旱す。邑人翰林學士李靈幹の奏に因つて、遂に之を築く、黑龍現はれて空に霹る。其日始めて大いに雨ふる。池の東を古澗と曰ひ北を哆池と曰ふ。南に畫聖亭あり、西に青草湖あり、彌沙涯なし」と曰つてある古昔からの大池であつた。

耳溪が疏濬した頭末は、其の自製なる左の記文で明かである。

(此の記文は延安邑誌にあるものと、板本「耳溪集」にあるものと多少文字に差あり、今耳溪集に據る)

### 延安南大池疏濬記

東國有三大澤焉。一曰湖西之合德池。一曰嶺南咸昌之孔儉池。一曰海西延安之南大池也。上之四十年甲申秋。余守洪州。州人告。今夏合湖決。資池田數千皆無禾。余聞而驚。躬往視之果然。明年告方伯。發傍郡民萬餘。大築堤。民不既水。歲以有秋。庚寅春受命按海西。甫易月。上下諭于臣曰。延之南池即國之大浸。近者廢。民失其利。汝其往又之。如洪之合湖。當是時。上選文學之士。考輿圖修故事。問南池于前按察西。以堙塞對。上憤然將修治之。相臣有以臣良漢會案合湖事仰奏。有是命。臣恐懼祗承。繼召延安寺。量地度功。將以環湖百里五邑民候農暇役之。乃於七月七日。會延安・白川・海州・平山・金川五邑守南池。登畫寒亭故址。俯臨金池。堤岸饒夷。沙土填闕。茫然成荏葦之場牛馬之牧焉。使人引繩以尺之。池周二十七里。以步計之不及萬者二十五武。長視周四之一。濶視長弱半。遂畫池而五之。自岸而中三千武屬海州。南一千五百武屬白川。西北二千武屬平山。西一千五百武屬金川。使各以其衆從事。鑿泥增堤。限日責功。以是月之望。殺犧祭池神告始事。至八月下旬。列郡以次告訖功。延安川民四千九百七十二。白川三千一百七。平山四千八百九。海州一萬二千八百八十四。金川一千九百七十六。近者役三日。遠者役一二

日。於是南池之功成。既來堤種柳。捐錢十萬。置庫取子母息。以備修堤之費。乃具狀驛聞上。降麻書勞之。錫以麻馬。臣備儀仗郊迎。與諸太守謀將設宴于南池以祭之。屬秋不登未果。明年春二月余發東巡復會五邑守于南池之君子亭。置酒合樂。聚列郡諸事掾史。賞賜有差。時春水滿盈。高與堤平。汪汪若江海之漲。非昔日之池也。四方士女羸糧而來觀者如池中之蒲。酒數行。余進父老而諭之曰。今茲之役用民力多矣。若等得無怨且愆乎。對曰是池之廢數十年矣。民之仰祇以爲命者。萬計荒而不治失其恒業。幸賴我聖主念遐遠之民。濬而深之。復其舊跡。從今以往。民得以糧食。若我后賜也。爲民食而用民力。則我樂趨。何怨之。有太守躬操錘而先之民忘其勞。何愆之有。余乃詢諸太守而告之曰。昔周官職方氏。掌九州之圖。叙天下之山川物產。必首書其藪澤。如具區望諸之類。凡以重水利而足民食也。今我皇上。按圖而咨之。開百年之癡湖。匝三旬而成功。海隅蒼生咸蒙其澤。猶其盛矣。況吾悉護備守土之職。遵承成命。免於罪戾。寧不與有榮感。至若先勞而悅使費簡而功敏。實諸大夫之力也。賜賚之恩獨及於隸功之臣余庸是愧然。凡環池而耕緣堤而遊者。皆指點而稱之曰。自某至某某邑守之所築堤也。自某至某某邑守之所種樹也。是則諸大夫之所得而名與是池共榮矣。豈不偉哉。他日國史撰職方考。叙國中之三大澤。則將特書南池之役矣可不。講戰始末且圖其形只俟太史氏之探焉。延安守德水李塈。白川守完山李趾光。海州守韓山李俊永。平山守完山李廷獻。金川守平申大顯也。

耳溪は曩きに、江東に萬柳堤を起して、支那朝廷まで聞ゆる所となり、次に唐津の合德池を疏濬して大いに民に福利を與へ、是亦た時の英祖王の嘉みする所となつた。斯の經驗と名譽とを以て、此の南大池を疏濬したのである。當時政府の重臣中には埋塞すべしと論じたものさへあつたのに、慨然として修治を主張せられたのは英祖王であつた。耳溪は其の王命を完うしたのであるから、麻書を以て之を勞らひ、錫ふに麻馬を以てせられたのは、實に光榮と謂ふべしである。而して其の工事を爲すに當つても、農暇を以てして民を苦めず、爾後の修堤に就ても、捐錢を貯へ置きて、其の利息を使用

せしめたるが如き、毫に注意周到なるものである。耳溪が父老に對つて、今茲の役、民力を用うるや多し、汝等怒み且つ憊む所なきかこ問ふたのに、父老答へて、是の池廢たれたるこ數十年なり、民は澁澁を仰ぐもの、幸に浚つて之を深くす民以て粒食するを得、民の食の爲に民の力を用ふ、何をか怒み何をか憊まむと言つたのは、當時の飾らざる實況である。

耳溪は言ふまでもなく、實を尊び虚を憎める人であつた。其の一例として茲に美談がある。即ち彼れが書いた南大池畔の「君子亭重修記」に

余觀察海西兵數月。鹽州守李士秀。有書來曰、南池之有亭殆百年矣。去辛未。相國崔公錫鼎。守茲州。既大葺是池。推餘力修斯亭。民至今誦之。近者圯且廢。實守土之責。經之半歲而始完。敢告竣事。乞一言之記。余聞而喜。報書以賀且曰、記者叙其實也。余未嘗登斯亭。第竢之。未幾有特旨濬南池(下略)

こある如く、南大池を疏濬するに及むで、始めて君子亭を實地に踐み、而して後に記文を作つたのは、敬服すべき行爲である。

耳溪の「君子亭重修記」に曰ふ如く、耳溪の前にも南大池を疏濬した人がある。又後にも之を疏濬した事は「延安邑誌」に記してある。今其れを基として凡を何年目に疏濬したかを調べて見るこ、即ち左の如くなる。

仁祖十八年庚辰、澤堂李植、因本道狀啓、調發隣滲民丁、同力疏治事、啓請施行。——三十六年、月——肅宗元年乙卯  
因蓮子闕封内、醫院啓辭穿擊。——十七年、月——肅宗十七年辛未、崔錫鼎、來守本府時、發海・平・金・白・八千名  
民丁、本府三千名、大加疏濬。——八十年、月——英祖四十六年庚寅、本文の耳溪の事業——八十五年、月——哲宗五年  
甲寅疏濬。監司金泳根。

而して、今年は哲宗五年より恰度七十一、年、目に相當するのである。始めて堤を築いたこいふ高麗文宗より李朝仁祖まで約

六百年間文獻の徵すべきもの、ないのは遺憾であるが、仁祖以後哲宗に至る二百十五年間に五度疏濬し、其の中でも耳溪が大々的に仕事をしたのは想像に難からぬ次第である。又同池の疏濬時期にしても、近くは十七年日、遠くは八十五年日平均四十三年に行つたのは、同池を経營せむとする人の知の置くべき事である。而して同池の現状は如何にいふに、近く延白郡廳に照會して得たる回報は次の如くである。

本池ハ周廻貳里參拾町、面積五拾七萬坪ヲ有スルモ、爾後數十年間、修理ヲ爲サ、リシ爲メ、水深平均一尺ヲ越ヘスシテ、毎年旱天數旬ヲ續クニ於テハ、殆ンド涸渴スルヲ常トシ、其ノ灌溉蒙利面積、僅ニ四百町歩ニ過ギズ、總面積ノ約一割内外ニハ、蕪蕃殖セラレ、一面ニ雜草ヲ以テ蔽ハル、而シテ三麥(藥草名)ノ産鈔カラス、本池ハ驛屯士ニ編入セラレシモ、昨年中殖産局所管ニ保管換ヘセラレタルモノニシテ、目下池ノ生産物ノ採取及冒耕禁止ヲ目的トシ、受灌蒙利者中ヨリ監視ノ一置キ、嚴重監督シツ、アリト雖、相當掘鑿方ヲ講ゼザルニ於テハ、遠カラズ荒蕪地同様に相成ル可ク、今直ニ畝ニ起耕シ得ヘキ部分數十町歩ニ達スルヲ以テ、之ニ垂涎シ未墾地トシテ貸付願出ヲ爲ス者、踵ヲ絶タサル状態ニアリ、而シテ池下ニ於ケル灌溉蒙利者ヲ網羅シテ、南大池堤堰組合ヲ組織シ、管理修繕ノ萬全ヲ期スヘク、目下本道へ申請中ニ屬ス。

斯る目下の現状よりするも、池底の疏濬、堤防の修復の如何に必要であるかを思はざるを得ないのである。嗚呼百五十年前の洪耳溪、地下に如何の感をなす乎。

#### (本) 咸鏡北道の豆滿江岸の植樹

耳溪は南大池の疏濬のみでなく、文學の必要を宣傳する等、黃海道に於ける業績は極めて顯著なるものであつたため、擡んでられて國子の長を拜し、又常に宮中の經筵に講をなすの榮譽を荷ふに至つた。然るに時の權臣洪國英が横暴を極め

たに因り、其の親屬たるの故を以て、斥けられて咸鏡北道慶興府使に補せらるゝに至つた。實に正祖元年丁酉、彼れが五十四歳の時である。然し彼れは極北寒冽の地に貶せられたに關はらず、晏然として書を読み、幾多の著述をなしたのも亦此の時であつた。殊に傳ふべきは慶興邑附近の植柳である。「耳溪集」より其の記文を抄出して、當時の實況を知るの資料とする。

### 豆満 江 植 柳 記

孔州城東北臨豆満江。江外皆山。多叢林猛獸。即放生女眞墟。江内皆平野無樹木。民薄岸而耕。每夏水盛。岸善崩。地日蹙。及水。民或越江而樵斃死地多。大風往往拔屋揚瓦。余於丁酉冬。以罪貶孔州。寒不敢出。越明年三月水始解乃便輿巡。江上自北而南凡八百餘步。發近城丁七千五百。指人持柳條五。列植江干。一步而四。竟然如柵。客有謂余曰。是不急也。不已勞乎。古語云。居之十年種之以樹。今子之居是州。近即半歲。遠不過一期。何事乎種爲。余曰。夫塞者塞也。所以隔外内也。故古有榆塞有柳城。今我與女眞夾一水居。獵騎朝夕來壓岸。凡我之興居飲食在彼目中。庸可一日安乎。今吾植柳有五利焉。一以蔽疆也。一以禦馳突也。一以防蓄潰也。一以資薪楮也。一以障風氣也。與一利所以除一害。以是役民。非以誅民。況一舉而五利並。何謂其不急也。吾雖不久於此。縱我來者苟不斧而火之。不數年而民受其利。何待十年之遠也。民苟利矣。舉一邑將護之雖以百千年可也。何止十年之謀乎。孔子曰。人無遠慮必有近憂。惟不急近功而遠是圖。斯其爲急務也。遂書于官壁。以俟後之君子。

孔州は即ち慶興の別名である。彼れは同地に居ること三年であつた。而して彼れは京に還つても、並關即ち咸鏡北道の事に就いては夙夜忘るゝ能はずして、國邊の防備と經綸とに幾多の獻策をしたのであつて、左の啓も、時の正祖王が奏する所好矣として納れられたるものである。

請北關諸邑緣江植木營

臣於年前。待罪北邑。躬審障塞。則國防無一可恃。邊禁極其疎虞。而至於犯越一事。沿江諸邑則別無紹察之條。而專以薪樵之舉。每多潛探之弊。法弊非不至嚴。而生理無所取資。愚民之溺犯職由於此。蓋江邊一帶。山野荒蕪。不但樵採之無所。抑亦防蔽之無得。六勢衝決。疆域變遷。輿覽所載慶島而故忠武公李舜臣。設屯田守野人之地。而今已移入彼地。每當邊盛之時。輒致崩習之患。平民之失業猶屬細故。疆土之日蹙豈非大患耶。誠宜申飭守土之臣。緣江植木。著意長養。積成林藪。可資薪樵。而水道之衝決處極力防禦。俾復故道。亦令道節臣。考其勤慢。俾有成效。則庶邊禁固。疆政之一助矣。令備局分付本道何如。

今日國境警備を云爲して、往々現下の施政の如何に由るかの如く非難する者もないではないが、これ朝鮮の歴史を識らるる淺見と云つてよい。古來國境殊に豆清江の對岸なる今の間島、往昔を眞と目ひ、後に野人と曰つた其の侵言は甚しきものであつて、李朝五百年絶えず警備を嚴にしたのである。「慶鏡」も此各邑邊境警備を詳載成冊に

慶興府	別將一人	監官六名	南烽臺	慶興府	別將一人	監官五名
豆里烽燧臺	百總一名 武士二十四名	監官六名	撫夷堡	慶興府	別將一人	監官五名
屈伸浦烽燧臺	百總一名 武士二十四名	監官六名	西峰烽臺	慶興府	別將一人	監官五名
望德烽臺	百總一名 武士二十四名	監官六名	阿吾地堡	慶興府	別將一人	監官五名
浦項烽臺	百總一名 武士二十四名	監官六名	東烽臺	慶興府	別將一人	監官五名
西水羅堡	慶興府 百總一名 武士二十四名	監官六名	慶源府	慶興府	別將一人	監官五名
牛巖烽臺	百總一名 武士二十四名	監官六名				

南山烽臺	百總一名 武士八十五名	監官九名
厚訓烽臺	百總一名 武士八十五名	監官九名
馬乳烽臺	百總一名 武士八十五名	監官九名
中峰烽臺	百總一名 武士八十五名	監官九名
阿山堡	慶源所管 別將一人	
白顏烽臺	監官四名 武士四十八名	
件加退烽臺	監官四名 武士四十七名	
乾原堡	慶源所管	
水汀烽臺	別將一人 武士四十名	監官十名
安原堡	慶源所管	
東林烽臺	別將一人 武士四十名	監官十名
訓戎鎮	慶源所管 別將一人	
城上烽臺	監官五名 武士二十三名	
嶺項烽臺	監官五名 武士二十名	
總城府	別將一人	
浦項峴烽臺	百總一名 武士二十八名	監官七名
平臺烽臺	百總一名 武士二十八名	監官七名

射場烽臺	百總一名 武士二十八名	監官七名
時建烽臺	百總一名 武士二十八名	監官七名
犬灘烽臺	百總一名 武士二十八名	監官七名
黃拓坡堡	慶城所管	
長城烽臺	別將一人 武士十三名	監官三名
美錢鎮	慶城所管	
錢江烽臺	百總一名 武士十三名	監官三名
美饒烽臺	百總一名 武士十三名	監官三名
柔遠鎮	慶城所管	
坪烽臺	百總一名 武士十三名	監官三名
壓江烽臺	百總一名 武士十三名	監官三名
古城烽臺	百總一名 武士十三名	監官三名
永達堡	慶城所管	
中峰烽臺	百總一名 武士十三名	監官三名
松峰烽臺	百總一名 武士十二名	監官三名
小童市烽臺	百總一名 武士十二名	監官三名
鍾城府	別將一人	

北烽臺	百總一名 武士八十一名	監官二十名
南烽臺	百總一名 武士八十一名	監官二十名
三烽臺	百總一名 武士八十一名	監官二十名
島嶼廢烽臺	百總一名 武士八十一名	監官二十名
釜回還烽臺	百總一名 武士八十一名	監官二十名
潼關	百總一名 武士三十五名	監官八名
南晴浦烽臺	百總一名 武士三十五名	監官八名
北烽臺	百總一名 武士三十五名	監官八名
長城門烽臺	百總一名 武士三十四名	監官八名
防垣堡	別將一人	
新岐里烽臺	監官九名 武士六十七名	
浦項烽臺	監官九名 武士六十七名	
會寧府	別將一人	
吾弄草烽臺	百總一名 武士八十四名	監官二十名
蔚山烽臺	百總一名 武士八十二名	監官二十名
古輝臺烽臺	百總一名 武士八十二名	監官二十名
雲頭崎烽臺	百總一名 武士八十二名	監官二十名

南嶠烽臺	百總一名 武士八十二名	監官二十名
松嶠烽臺	百總一名 武士八十二名	監官二十名
高嶺	別將一人	
下乙浦烽臺	百總一名 武士二十九名	監官七名
北烽臺	百總一名 武士二十九名	監官七名
竹堡烽臺	百總一名 武士二十九名	監官七名
甫乙下鎮	別將一人	
中嶠烽臺	百總一名 武士六十一名	監官十四名
奉德烽臺	百總一名 武士五十九名	監官十四名
梨峴烽臺	百總一名 武士五十九名	監官十五名
古豐山堡	別將一人	
古峴烽臺	百總一名 武士二十二名	監官五名
茂山府	別將一人	
南嶺烽臺	百總一名 武士九十七名	監官二十名
錚峴烽臺	百總一名 武士八十七名	監官二十名
梁永堡	別將一人	
西峴烽臺	別將一人 武士三十二名	監官六名

豐山堡 茂山所管

別將一人

虎珀德烽臺

監官五名  
武士二十二名

水巖烽臺

監官五名  
武士二十二名

こある如く、茂山より豆滿江口まで約百里に亘る沿岸に、十九の鎮堡、六十の烽燧臺を置き、別將二十二、百總百十七、監官(五名)五百六十七、武士(卒又烽臺)二千六百十、總計三千二百四十六といふ多人數を配置してあつた。尤も監官・武士等は夫抵五日毎に交代し、平素は屯田に従事し、時に警備の任にも當つたのであるが、豆滿江沿岸の警備に多人數を要したことは現今に數倍するものであつた。耳溪の詩に

戊卒怨

邊戍百事非樂土。孰如江邊把守苦。每歲九月氷已合。裹糗列秦江之澗。刈薪汲水手自炊。糜粥苟能充腹肚。晝夜磨礱不得休。敢避虐雪與冷雨。皮衣風撲凍欲裂。足戰口箝向誰訴。獵騎飛來如颯風。登時火急報官府。巡騎將校不時至。駐步暫離逢曠怒。隔水往々猛虎尋。當視雷吼吁可怖。日夕苦待氷解時。三春已暮寒猶近。莫云五日許變更。一番經歲病已痼。嗚呼安得拓地盡惡海。豆江一帶罷防戍。

こ賦したのを見ても、當時の警備の辛苦を想像するに足りる。然し此の警備は李朝の時のみではない。今尙北疆に於て樵夫牧童も將軍尹墻の名を記して居り其の紀功碑もあり又元節臺を知つてゐる。これは畢竟高麗時代に女眞の侵入を避湯した威徳が傳はつてゐるからである。李朝に至つては耳溪の疏にある李舜臣等も女眞退治に奮闘した、其の功も豆滿江口に近き塗山堡に勝戰臺として名を遺してゐる。斯く古來對岸よりの侵掠が甚しかつた爲、沿岸の警戒を嚴にしたのは、防備と示威とを兼ねたものと言つてよい。耳溪が嗚呼安得拓地盡惡海。豆江一帶罷防戍と悲壯の吟を成したのも當然である。殊に大國日増小國日蹙(日韓併合前までは支那を大國、自國を小國と云つた)と豆滿江の水音を嘆じたのは同感に堪えぬ。今日現に開島側は江岸まで

樹木生茂り田畝良く耕されてあるに反し朝鮮側は沙磧でなければ階崖、年々岸は水に嚼み崩されるばかりである。之を見ても、江岸の植樹は必要の事に屬する、耳溪が國防の爲に生民の爲、今より百四五十年前、已に濠江植木の忽かせにすべからざるを方説したのは實に卓見と謂ふべきであるまいか。

## (二) 經 綸

事業文章相映つて其家に貢獻するは畢竟學者の本分である。然るに朝鮮に於ける當代の學者は概ね朱子の學説を、あまりに偏致に解釋し、機心や理氣の論を繰返すに非ざれば則ち黨派分争の爲に口を曠うするに過ぎなかつた。此時に方つて流俗を超越して學者の本分を盡さむとせし耳溪の如きは、實に雞群一徳の觀がないでもない。彼れは朱子の説を實踐せむとして塞進したばかりでなく、更に典型を宋儒以前に求め、大に經綸の道を窮むるを得た。抑もそれは誰であるか、曰く漢代の賈誼其人である。今彼れが著たる「賈子粹言」の序を轉掲して其の證とする。

三代以下西漢之文最高。後世莫能及焉。西漢之文。惟賈太傅最高而醇。爲諸子之冠。蓋其經術本於周禮。論治切於時務。文章出入左國。辭體借仲屈宋。其夫天下超然志操簡亢。未嘗遠讓於人主之前。其言俯仰於終灌之哲乎。其不容於當世宜也。觀其治宏體之言。全是純王之道。其曰。太子。正名分。敦禮俗。獎廉節。到侯國。嚴軍吏。無一不出於正。其曰一寸之土一人衆。天子無所利焉。誠以定命而已。所謂公天下而不與焉。孟子以後無言乎及此。試言其文辭。過秦論之筆力雄放。李斯論之意匠奇奧。類皆屬。相類以下不足數也。惟董江都號稱醇儒。而正諫明道一言之外。拘率文義。深矣異。無益於實用。而求其才學。似以備用兼備者惟賈子一人而已。儻乎命世之通儒王佐之奇才也(中略)余乃竊異其書曰賈子粹言。推以爲漢儒之首(中略)百世之下尙以余爲知音也。

賈誼、一書生の言を以て漢の文帝に召されて博士となり、幾も無く太中大夫に遷り、久しく暴虐を極めたる秦の制度を悉く更め、天下治平の基礎を築いた偉人である。(賈誼の事は史記列傳卷六十五中に見え)耳漢は斯る偉人を典型として國家に盡瘁したる爲、經綸に關しては傳ふべきことが尠くない、就中治水と植樹は彼れが最も意を注いで實行し今に遺蹟の傳つてゐるものであり彼の邊警の國家の如きも實地を踏破して得たるもので決して凡上の空論ではなかつた。尙其他の著しきもの、二三を記す事とする。

彼れは地方官として、江蘇縣監より起り、慶州府尹・義州府尹・洪州牧使・蔚海道觀察使・慶興府使・平安道觀察使となつた。今日之を比較すれば縣監は郡守、觀察使は道知事に當つてゐる。此等地方官としての彼れは到る處に治績を挙げた。尤も地方官ともむしたしたのは彼れが希望であつた。是れ或は京に在つて腐儒と交るを欲せず、又紛々たる黨争を避けむしたのであらうが、牧民に就いては特に大なる抱負を持つて居たからである。之を證すべきは「牧民大方」である。彼れは此書を著すに方り、其の卷頭に題して「凡そ牧民の道三經六典あり何をか三經と謂ふ、曰く治なり養なり教なり、何をか六典と謂ふ、曰く吏なり戸なり禮なり兵なり刑なり工なり。經の言たる常なり、政の本なり、典の言たる法なり、政の具なり。本に非ざれば以て立つなく。具に非ざれば以て行はる、なし。蓋政たる小大なし、之を分てば郡縣となり、之を積めば邦國となる、皆民を教する所以なり。故に邦を治むる邦を爲むるヲス其の道一なり。虞の三事、周の六官皆是の類なり。之を治むるは如何、經を立て紀を陳べ善を勸め惡を懲すのみ。之を養ふは如何、用に利し生を厚うし物を開き務を成すのみ。之を教るは如何、正を正うして物を率る風を移して俗を易ふるのみ。吏なり兵なり刑なる者は治の具なり。戸なり工なる者は養の具なり。禮なる者は教の具なり。之を本づくに三經を以てし、之を行ふに六典を以てせば、天下國家均すべきなり、況んや郡を爲むるに於てをや。治は養より先にする者は治まらず、則ち民亂れて以て其の養

を遂ぐる無ければなり。養は教より先きにする者は養はれず、則ち散じて其の教を施す所無ければなり。然るに養と教たるや、皆治を待つて而して後に成る。治なる者は其れ始を成し終を成すの道乎」と曰つてゐるのを見ても、彼れが治民の爲に發揮せむとした精神は瞭然たるものである。而して左に掲げする所の本文に至つては、誠心誠意、牧民の要を盡してゐる。實に過去の朝鮮を知るの資料たるのでなく、現に地方行政に與かつて居る人の参考ともなすべき事柄が多いのである。

### 史 典 之 闕

一曰立規程 凡莅官之初。必先立規程。如地方之遠近。邑力之強盛。民俗之淳薄。吏習之情詐。默察周知。然後爲治之寬猛。設施之緩急。皆在吾度內沛乎共有餘。而持身必嚴重。接下必簡默。秉心必公正。處事必精詳。作事貴謙。始出令忌變更。(下略)

二曰取內外 凡內外之界。必截然嚴蔽。衙奴勿令出藩門一步地。官屬輩或有物種進持之事。切勿久立私語。此外則勿令開門。

(下略)

三曰分職統 內而鄉任軍校吏諳。各分職掌。各立親屬。不相侵提。責其成功。外則面任里任之外。每統立統首伍長。得掌統內事以立綱紀以明分數。

四曰擇任使 凡取人必求懇謹。勿尚伶巧。用人必取久。次以防爭競。(下略)

五曰教文數 吏管者卽一邑之掌故。故若不通文數諳故實。則無以任使。必擇老吏中練熟者。定爲訓長。休番教課。以行賞罰。知印亦如之。

六曰均差役 凡吏隸差除及出使。不得徇私。皆以第次循序差遣。以均勞逸。

七曰考事例 凡邑中故事。不可不修明遵守。各房色吏。照錄文書一一考出。無者詢訪老吏。作爲冊子。以傳久遠。如錦城戶長日記之法。亦宜倣行。

八曰釐弊癘 凡邑事官事及吏民處。有弊端可革者。博訪民隱。或多方廉察次第釐改。而如係大變遷者。必先申報監署受其許。題後施行以避專擅之嫌。

九日時點閱 倉庫以時反閱。登田以時矯奸。吏卒以時點考。而主人亦宜無時點考以防出沒。村里之弊凡夏秋收穫之時尤宜嚴備。以絕出村求乞。

十日節財用 官家百物皆出於民。必也極節節用。有說習民習民力。官家儉以節不度。(下略)

### 戶 典 之 屬

一日核戶丁 戶口者有國之所重。一邑之大政雖非成時之時。每開未令里任修丁地。某人物故遷移。若亦立出男女。一一照錄。呈于面任。則面任親自驗視。申報官府。以知民數贏縮。以詳逃故多寡。(下略)

二日禁游惰 古者分民爲四。各修其業。四者之外皆亂民也。申飭境內。如有不農不商游食者。或爲業者。勸其勤惰。以阜民生。以正民俗。

三日勸耕種 耕種之法。隨其土俗。作爲節目。頒示境內。農田皆種耕播之節。毋失其時。每於春耕之時。抄出農牛農器。令隣里相助。遠者重繩。

牛者農家之大用。境內農牛牝牡毛色一一成籍呈官府。買賣死亡呈官立旨。用十家牌法。使一牌之內有無相替耕日分耕。本牌未畢耕前。毋得許借他里。

各方面勸農都監及監官。周視掌內農形。均貧富。考勤惰。耕播耘種之節逐期申報官府。開荒、儲水、防川、澆淤等事。另加勸飭。俾盡地利。

四日救時畜 農家之利。不專在於稼穡。桑柘棗栗之屬。隨其土宜勸其種時。而令本里。修成冊報官以知勤惰。狗彘雞鴨之屬。亦令畜養以資養生。

五日察災傷 各方面勸農監官。巡視田野。雨澤多寡時馳報。而如有水旱霜雪風虫等非常之災。則登時飛報官。付該色一一籍記。以待時賑恤。憑考凶歉。(下略)

六日限徵納 凡徵斂之法。太緩則不及事。太急則民不寧。必也豫立期限。與民約束。使之隨力辦備。(下略)

七日平斗斛 律度量衡。有國之所重。一邑之內斛量不齊(中略)宜較正。(下略)

八曰完蓋藏 倉庫必也修葺淨潔。穀物俾無滯濕腐傷。墻垣宜完固。(下略)

倉庫貯米穀者。必設鋪板。貯皮穀者。亦用葦藉以備地氣透濕。露積處必須土蓋草草。下鋪木石以防雨雪。

凡貯穀之道。地窖最良。(下略)

九曰詳簿籍 凡公物之虧失。奸吏之幻弄。專在於簿籍之不明。爲官長者。勿論巨細必親自勾檢。件件扣器較準。然後始可着署安印以防奸弊。

十曰釋網條 (略)

### 禮典之屬

一曰正風化 風化者治道之本。莅官之初。先以孝悌禮讓黜陟任卹之道。揭榜曉諭。或以呂氏鄉約中相助相救等事簡要易遵者。作爲節目。頒示民間。漸加約束。如有不率者。隨發發治。

凡教化之道。非可以聲言笑貌而爲。亦非一朝一夕所可成也。必須知其本末行有先後。漸靡而驅之。使民日趨於善而不自知也。(下略)

二曰禮西德 西德者一鄉之淳寧也。境內士夫中。年高望重爲鄉中之所矜式者。躬日造訪。香以治道。或貽書問訊。使民觀感。或延

說學宮教導後學。(下略)

三曰獎節行 風化之至莫大於崇獎節行。境內有孝烈卓異者。錫其戶段。賜以食物。其有最著者。博採公議。申報使司。如有一錢一粟之奉。亦心表章獎掖以勸他人。

四曰教愚蒙 教愚蒙。除障厲。及境內祠廟之享於官者。必躬自行事。祭則必親持掃帚。詣官守心另擇虔。書匾額墓祭諸。亦自宜量地。(下略)

五曰講講試 教化之末。不專在於講試。而造士之方始講試則無所寓其效也。境內誦讀文義年德之最高者。定爲都訓長。各面亦定面訓長一員。抄出前代儒生原等。討論經史從自願應講。每朔望各開訓長試講報官。官長與都訓長。考其等第以行賞罰。(下略)

六曰廣書籍 官府及學宮書冊一點閱。落卷與傷缺者一一修補。別板之短缺者隨加添刊。或鳩村建處木活字。印出書籍。除賜學宮及各面。

境內先報文集及名儒著述書冊字。廣加搜訪。如有可採者表章廣布。

或報設書坊。使境內多士出物取殖實來書冊。

七日安婚嫁。婚嫁者人倫之始。士女之家貧或孤子。無以求婚成禮者。實官長之責也。歲首頒令各面。毋論士族庶人。如有過時未婚娶者。修成冊置官。使其族黨鄰里訪求婚處。資助成禮。後報官。而官家亦宜量力助。

八日郵孤獨。四民者窮民之無告而王政之所先施仁者。頒令各面。凡緣寡孤獨之無所於歸者。成冊報官。使其隣里庶黨中有良方者定爲保主。令力顧護。俾不至於顛沛。官亦隨力關急。如能農作者。助給耒耜無至失業。

九日察上司。經曰不得於上無以使其下。事上官之禮不可不謹也。凡監督及京司爲吾上官者。盡其敬教毋或損體。文牒去來無或稽滯上納物種毋或欠縮。俾免自取督責。

十日安賓旅。凡使客之來過我境者。隨其高下善加接待。飲食之節亦宜申飭以盡主客之道。雖或官卑人微者如以。別星或公幹來到必加敬禮。以示尊朝廷之義。

行人之絕糧病滯者。毋論知不知。並加資助。毋使飢頓於我境內。

### 兵 興 之 屬

曰修城壕。凡城郭之壞缺壅塞處。隨力修治。城內各里排定巡邏使之看護。我國守宰元無親兵。惟以吏奴及居民編成隊伍。以備緩急矣。平時宜先講定守城節以備分禦把守。而如無雉城瓮城處。申報上司鳩材設置。大凡石城不如築城。築城不如土城。隨其地宜而爲之。

二曰謹管節。城門開閉一從官門開閉差早。(下略)

三曰審烽燧。烽燧及警報親自巡察。或兼軍校一一修補。或不時預奸。以防闕直日記及讎問等事。依例申報。

四曰檢名籍。軍兵亦農民也。頭額聚點易妨於農。春秋大閱之外。逐册申飭哨官。使之私自點考隨圖馳報。如有老弱不堪軍旅者。詣官親審後頭免。(下略)

五曰括逃漏。逃敵代定之法。虛實相蒙。奸僞百出。不可不嚴加防禦。(下略)

六曰課武藝。請將校試射考講立法定限。考其能否以賞罰之。境內武士亦依備生例。或以春秋聚會。習射取才。

七日轉器械 郡邑之所典守者。莫重於軍器。庫舍之壞毀處。一一補葺。器械之破傷者一一修改。守直巡邏等節另加申飭。

凡守城操練之具。莫真於弓箭。其有城隍近邊塞之地。必須講求運弩。強弩之制設置而練習之。

入口設巡檢 官府者錢穀兵甲之所存。雖在平時不可無戒嚴之法。講定巡邏節目。城內各里。定牌將及巡軍姓名。排番晝夜。巡邏官府及倉庫。(下界)

凡邊門諸隘之處。必多植樹木。嚴禁斧斤。以助地險以資蓄蓄。

九日養戰馬 我國馬產之稀。不及於牛。故民家畜馬者絕望而。所謂馬兵亦不能盡具戰馬。每當赴操之時。不免雇賁以行。緩急將何措手。教養之道如先治其本。凡境內有馬之戶必須成籍畧做兵乘保馬之制。(下界)

十日備軍乘 軍者有國之公用。生民之利器。替天之下無不行用。而獨我東拘於地形之不便。狃於習俗之未變。終不知造用。識者之懼俱久矣。戰軍則非列邑所可應辦。而至於乘車。農車。水車其制甚博。其制甚便。必須講求而造成。漸次成俗。則富國強兵之術從此推廣矣。

### 新 典 之 序

一曰恢聽斷 凡民訴之到官者。令訟老親呈官庭。毋令其親與辯。如有時急訴冤者。雖於拘衙前閉門後。即許通入。

凡兩民相訟。小者立加剖決。大者考閱兩造文案。平心細究明白洞析。辨其曲直。使落者不能稱屈。然後即加斷決。毋或曠日。未決之兩切切使官陶窺察意指發生好壞。

二曰簡推選 (男)

三曰申科禁 凡牛松活三者。爲國之大禁。必先揭榜曉諭坊間。使民遠避。依違約用十家牌法。如有犯者併罪其鄰首。俾縮容隱之弊。

凡朝廷之有頒事目。必逐條詳書。提問官廳及吏廳。遵行毋去。如有徇情民者。亦宜布坊曲。

四曰盡民情 凡守宰之過。莫良於平易近民。聽訟之際必使民近前。盡其所欲書。然後察其情僞。斷其是非。而必詳書事理。俾愚氓曉然洞知毋或迷惑。

五曰慎獄訟 凡重獄重囚。必敬必慎。察其情理。準以律令。毋或以偏見斷之。毋或以怠心易之。(下界)

六日察幽在 凡民間有抱冤未伸者。以時詢訪。或加嚴探以通幽禁。久囚之疑時未決者。至誠閱實多方探探。必求生道。使窮延德惠達於覆盆陰谷。

七日明律令 律令者。時王之制。爲吏之道。不可不明習而謹守之。大明律及經國大典續大典。必熟習而通曉。凡按囚議律之際。一選者令母取抵昂。然要須默察古人制法之本意。參以情理。不必專泥於死法。然後方可謂善讀律矣。

### 三 典 之 屬

一日葺廨宇 凡客舍公廨。人視以傳舍。不肯留心葺葺。終至於頹廢甚。非視官如家之意也。勿論大小公廨。必也隨毀隨補。如有大興作處。亦必量力而爲之。苟使完美以嚴觀瞻。至於倉庫之屬。尤不可一日傾圮。卽加葺理。

二日復堤渠 堤堰以貯水。溝渠以引泉。皆農政之本而人力可爲天災者也。春和解凍時。須令各河堤堰築在處。廣袤大小溝澆多寡。一修報成冊。並面任知委。蒙利民人。及時修築疏濬而蒙利。民之力不逮者。令其旁近堤堰互相助役。別造摘好。或親自看審。以勸怠惰。

三日繕橋梁 傳曰。歲十月往杜成。十一月與梁成。民未病涉。蓋橋梁者使客之所來往。行旅之所過涉。不可不修治也。每於秋稼登場後。車軌境內。或許斫木或給卵石。一一修葺。察其堅密而賞罰之。

四日修道路 道路者車馬之所由。輿隨之通廢者。陵谷之汚陷者。一一修治以利行旅。至於田畔剝耕者。亦宜痛禁俾復古軌。官路左右多植榆柳以庇邑里。

五日明驛站 郵亭必修葺。以安行旅。路標必堅植以詳程途。而大路則每五里立一墩。某邑某里距官門幾里。距某邑某地幾里。一一詳書。交衝處則自東自西自南自北至某境幾里。必詳議之。凡大村前亦立木牌。書村名及距官門幾里。俾過者瞭然。

六日築山藪 山澤者國之府庫而社教者邑之膏藪也。境內高山大澤。必定監官山直以禁護之。邑基主要及凡水口蓋藪處。亦定守直俾禁薪樵。

七日惠工匠 官中百須多出於工匠。必募集成籍。劉其絕而安其業。非公用則勿使役。如不得已而役之。則糶料之外別加賞給以償其勞。

彼れが此の「牧民大方」を公にしたのは、慶興府使たる時(正祖二年戊戌)郡守に訓示したに過ぎないが、遂に八道に傳はり

地方行政官吏として守るべき規程となつたもので、其功没すべからざるのである。越つて五年彼れは支那に使した。其の「太史氏自序」に曰ふ。

王寅(正祖六年)、以皇帝壽滿七十。朝廷遣特使進表賀。難其人。廟議咸屬於良浩。於是充副使撰。

此行は定例の冬至使をも兼ねし大なる名譽である。吾寧ろ名譽と言はむよりは大なる責任者であつた。如何となれば、當時の朝鮮は支那の藩邦として服従してゐたがため、彼土に赴く正使たり副使たる者には、名門にして學識も豊富且つ實際にも長けたる國家の代表的人物を選択して萬遺憾なきを期せしめたからである。彼れは其の「耳後集」に「燕雲紀行」と題して此時の詩を多く載せてゐる。

箕篋西馳開幾年。星槎十月又幽燕。遺書未誦詩三百。許國寧辭路四千。征旆還回沙嶺雪。行旌迢遞嶺門煙。眉間不作幾微色。回首終南却黯然。(拜表出郊)

前席欣陪咫尺顏。玉音憂念遠途艱。珍丸禦病風霜裏。暖燭排寒雨靄間。軒陛詎堪經歲隔。王靈宜藉伴春還。寸忱願獻重輪頌。喜報應停未渡灣。(同)

萬里春風脚騎催。中原使者隔年回。車臨洛水青雲去。人帶幽南紫氣來。故國衣冠團錦席。清江鷗鷺映金盃。往時雨雪霏霏處。碧李紅桃滿眼開。(還到沮江)

これ只、發程と歸程のものに過ぎないが、遠使としての心事が遺憾なく言ひ盡されてゐる。然し彼れは此行に於て始めて牛國を離れ異域の風物に接したため、大に見聞を擴め經緯に資する所があつた。殊に彼れは國に還るや否や、夙昔の懷抱と行旅に於ける實験とを參照して、六篇條の陳疏をなしたのである。即ち其の一は「軍制」にして概要「行」に則ち乘車あり戰ひに則ち戎車あり、戰を任ふに天車あり、農家に役事あり、田に灌ぐに水車あり、千百兵の制、各其の用を致す。内に

しては中國、外にしては四裔、車を用ゆるはなし。蓋し車は食せざるの馬、路を行くの屋なり、生民の大用、有國の利器是より大なるはなし。而して獨我が東方、車を用ゆる能はざるものは何ぞや、人の恒に言ふ大約二あり、一は曰く道路の險險なり、一は曰く牛馬の鮮少也。直ちに臣の經る所を以て之を言はむに、則ち青石・摩天の峻、殆んき我國の洞仙巖に過ぐ、而かも車行礙るなく商旅相望む、一を擧げて其餘を推すべきなり。然らば則ち道路の險險なるに足らざるなり。夫れ我が東、牛馬の鮮少なるは牛畜の殖はざるに非ざるなり、特に牧養の其方を得ざるに由る。臣嘗て諸處に宣遊し、亦た國中多く車を用ゆるの處を見る。嶺南の安東・義城・海西の長淵・信川、關北の咸興以南、大鏡諸邑、皆一兩牛の車を用る穀を運び柴を載せ、數百里の間を往來す。而して制様粗鈍、遠くに行る能はざるは専ら未だ其法を得ざるに由る。而かも亦車を行るべからざるなきの理を見るべきなり。今車を行らむと欲せば、法を中國に取るに如くはなし、先づ諸軍門及兩西盛兵營、義州等の處に令し、車工を燕使の行に送付し、諸車の制を模し來り各幾軸を造り、先づ使行用て當し便利を見ば、則ち列邑之に效ひ、他道之に效ひ、富戸之に效はゞ、幾年を過ぎずして一國に遍ねからむ、而して其利の博き言ふに勝のべからず。故に一たび車制を行はゞ、則ち國富を期せずして自ら富み、民足るを期せずして自ら足り、兵強きを期せずして自ら強からむ、豈少補のみならむや。惟是治道の政、嶺南橋梁は則ち官より之を治め、衢路阡陌は則ち民をして之を修めしめむ。治道の一事亦是れ王政の先きとする所、獨行車の地の爲のみならずなり」と曰つてゐる。其二是盛法●として城壁民家總べての瓦の製造及改良を説き。其三是牧驢●羊●として「夫れ地上の用、牛馬より大なるはなし。牛馬の生息數あり、生民の需用窮りなし、必ず之に繼ぐものあつて乃ち賤しからざらむ。之に繼ぐ維れ何ぞ、驢羊是れなり。古禮に國君故なくして牛を殺さず。而して我國の俗、牛殺ハハ盡りなし蓋賓祭の羞、物の代ゆべきなきが故に由るのみ、特に牛の產素より蕃く絶たざるときに至らざるを以てするも、而かも農家の耕犁毎に不備を患ふ。今若し多く羊羔を畜ひ、以て

租實に代へなば、則ち牛過耗せずして耕餘耦あらむ。況んや羊の物たる皮・毛・膈・角用に中らざるはなし。故に臣疆を出づるの前に於て己に陳白するあり、今行略は買ひ來れるあり、而して毎年磨買の行、邊門の市、輒ち和買せしめ漸く孳息を致さば、則ち以て萬牛の命を救ひ三農の利を開く可きなり。聽の物たる健は馬に如かざるも、而かも性馴にして使ひ易く、價輕くして求め易し、故に中國の人、家々之を畜ひ、之を以て車を駕し、之を以て物を載せ、之を以て犂に服し、或は粟を磨り水を運ばしむ、惟意のごまく指使し僮僕の如く然り、其の人の勞に代り而して馬の力を分つ其だ大。驪の若き者に至つては、驪より出で、驪よりも健に、重きに任へ遠きに致す、實に牛馬の長を兼ね。況んや其性長じ易く、地に墮ちて半年輒ち騎馳に勝ゆ。故に華人の之を愛するや馬よりも甚だし、我國驪驛北より來る者ありと雖、未だ背て孳長せざるに力盡きて斃る、是れ畜牧の道に嫻はざるの過なり、大抵畜牧の政、費少くして利道し、驪羊を畜ふは牛馬を蓄くする所以なり、牛馬蕃ければ則ち民富みて兵強し』と曰ひ、其四は禁銅器として、朝鮮では銅は錢を鑄る貴きものであるのに眞鍮・錫も、もに濫用して、食器より便器までも造つてゐるのを慨き『假ひ國をして銅穴の生出竭きざるあらしむるも物に用ゆるの道宜しからざる是の如し、況んや本土産なく、遠く日本に市ふ』、『豈惟中國のみならむ、惟ふに倭亦然り、其の國銅産天下に甲たり、而して未だ背て用て器を爲さず、惟沙を燻き木に漆して之を爲すも、其制の精巧金銀貴す所に譲らず、彼も亦能く理財の道を解するなり』と曰つて、『銅器を禁じて國資を毀かにせむことを論じ、其六は禁鹿麋として、年々冬季滿洲より毛氈製の帽子を輸入するは、其亦國資を強外に散するものたりと説き、其六は禁鹿麋として支那の藩邦であり、諸制度も彼に效ひ、貿易交通も亦頗繁なる關係上、彼の話を遍ねく習はしむるは急務なりといふのであつて言を盡して陳疏したのである。車制、道路改良、牧畜等は、既に『牧民大方』にもある如く彼れの宿昔の懷抱である。尤も時の正祖王は文物を興し、農桑を勸め、治國の道を圖られた賢君であつたから、其後の陳疏は其れに適した。のたるに

拘はらず、終に頑冥なる閣臣は一も採用しなかつた。然し當時耳溪の陳疏を容れなかつたばかりでない、斯る富強の策を何等實行せずして李朝の政治は終つたのである。道路の險惡なりしこと、車を使用せざりしことに就いては、今より二十年前後の朝鮮の實況を目撃した人の知る處であるから、略々想像することが出来るであらう。如何にも耳溪は偉大なる識見の持主であつたやうに思はれる。尙彼れは屢地方官に任ぜられたる前後には、中央政府に在つて、司諫院大司諫・司憲府大司憲・承政院都承旨・東曹判書・戶曹參判・禮曹判書・兵曹參判・工曹判書・漢城府判尹・議政府左參贊・敦寧府知判事・中樞府知判事・義禁府知判事・都摠府副都摠官等の要職に就いたのであつた。

### (三) 學問

耳溪は中央に或は地方に行政官として幾たびも出入し、其間儒官としても大に貢獻する所があつた、先づ藝文館副閣を初階に、侍講院文學・弘文館修撰・成均館大司成・南學教授・侍講院司書・世子左賓客等を歴て、遂に弘文藝文兩館の提學・大提學・經筵添秋・成均館同知事といふ最も名譽の地位を占むるに至つた。此れに由つて觀ても、彼れが學問の該博であつたことが知られ、從つて經綸の才も亦其學問に胚胎したものともし思はれる、而して其の學問は如何にして獲來つたのであらうかに就いては溯つて其の祖先より説き起さねばならぬ。宗系は高麗以來の名族豐山洪氏で而して其の中興の祖は一代の完人さまで言はれた履祥(夫人縣壙李奉女)である。其れより案(夫人左議政月沙李延孫女)——柱元(夫人宣祖王孫一女貞山公孫)——萬煥(夫人監司葆谷瑞鳳孫)——重瑩(夫人觀察使申奉女領議政象村孫)——領輔(夫人領議政正山洪壽賢女)——良浩(即ち耳溪に至つた)。履祥は宣祖朝の高提學となり、(號漢) 官廷に於て「朋黨の禍已に痼、痛まざる可からず、仍ち大學の正心洪範建極の説を擧げて反履陳戒し、時の賢相李德馨(陰漢)をして論議卓然及ぶ所に非ざるなり、宰相頌らく儒臣を用ふべきなりと嘆せしめた」(國朝人) 程の人であつて、其

の栗谷李珣を挽した詩に「新文宗匠國書龜。海內聲名走卒知。洛下正逢司馬日。蜀中新喪臥龍時。青衫共切摧殘痛。丹屐重深失鑑悲。何意挺生何意奪。蒼天漢々問誰誰」と言つてゐるのでも其の學統が何らのである。實は仁祖王が其の才の優れるを惜み其の勢に隔かざるを嘉みして特に禮曹參判に除せられた人であり(國朝)、一柱元は宣祖の王女を尙りて、儀賓に居ると雖、與に遊宗所は皆大儒名公、尤庵(宋時)、同春(宋俊)、古(宋俊)、最も相善かつたのである(洪稟)、萬歲(洪稟)、最も氣概の士で、其の安岳郡守たりし時、牛溪・栗谷兩先生歸寧の舉あるを聞くや、泣いて家人に謂つて曰く、時象至る豈一日も官に在るの時ならむやと、即日官を棄て、歸り「四宜堂歌」を作りて陶晴節の「歸去來賦」に擬した程であつた(調琴)。次に耳溪の祖父に當る重聖に就いては其從弟重一が撰むだ行狀に「家世貴華。素有園林之享。而雅尙清苦。痛削侈靡之習。棲心淡泊。寄情巖壑。龐閣隱几。左右圖書。料理花木。蕭然有山人處士之容。一切世味不入於懷。惟以文史自娛。雅不喜人追逐。而一代名公魁士。樂趨下風。如讀后溪裕壽・李穡川秉淵・洪滄浪世宗。皆與之符詩社。酬唱無虛日。風流翰墨膾炙一世」(芸高集)と書いてあるのを見ても、其の人を爲りが想像される。學統に就ては其の「芸高集」に「過坡山石潭憶牛栗兩先生」と題し「天擬眞儒並世宗。靜翁陶老與齊名。平時際遇差先後。理窟精微熟講明。氣像遙看坡兩峻。襟懷爭把石潭清。千秋盛禮躋文廟。尊仰彌動列聖情」と言つてゐるに由つても父祖と歸依する所を向うたことが窺はれる。耳溪の父なる鎮輔は短命であつたから事蹟の記すべきものもないが、履祥より重聖までの行狀から推しても、學問の根柢は勿論、朋黨の禍たることも、奢侈の戒むべきことも、耳溪の頭腦には幼少の時より刻まれたるに違ひない。又歷代の夫人の方から見ても皆學者の系統であり其中には王女などもある、實に耳溪の身體には立派なる血脈が通つてゐたと言つてよい。但耳溪は幼少にして非常な不幸に遭遇した、其れは九歳の時に母の沈氏を喪ひ、十歳の時に繼母の尹氏は來たが、十二歳にして祖父の重聖、十三歳にして父の鎮輔を喪つた事である。斯る次第であつたため、彼れは十歳の時から伯父に當る樵村沈鎔の家に

養はれた。其の「太史氏自序」に

十歳而孤。養於外氏師伯舅樗村沈先生。先生謂其實美可教。教之古人爲己之學。良沾心悅之。專心服事。

と書いてあるのがそれである。樗村は曾て成均館の祭酒にまでなつたが、時勢を慨して安城の西里に隱遁せし學徳兼備の君子である。後年耳溪が樗村を祭つた文中に「夫れ朱夫子斯道を倡明してより、世の學者以て知を致め理を窮めざるはなし。然るに諷説を専らとする者は或は體行の<sup>一</sup>を少き。踐履を主とする者は常に著察の妙を忽せにす。此れ乃ち世儒の通患にして道の明かならず傳はらざる所以なり。先生剛毅淵粹の姿を以て、高明密察の功を盡す。之を擇ぶ精にして之を行ふ篤く、之を積むこゝ久うして之を養ふこゝ深し。小生の先生に事ふる蓋し三十年なり」とあるを見ても、耳溪が樗村を尊信した事は非常なものである。此れに由つて耳溪の學問は家傳にも基くであらうが、樗村の黨陶より大成したものと思はれる。尙彼れの孫なる敬謨の書いた「四宜堂志」の中に「英宗乙卯・丙辰。高祖考<sup>(重)</sup>・祖考<sup>(旗)</sup>相繼捐背。時我王考<sup>(文獻公府君)</sup>年甫十三。而上奉慈闈俯育二弟。艱難成立。克紹先業。然自經喪禍以來。家益墜落」と曰ひ。耳溪は「太史氏自序」に「以家貧親老。勉就舉子業。十七八歲大鳴國庠。二十四中生貞試」と曰つてゐるが、實に其の少壯時代の困苦と勤勉は想像以上であつたらう。然し彼れが他日の功名は此の艱難より玉成したものと云ふのが寧ろ適切だと思ふ。而して生員たりし彼れは二十九歳の時文科に登第し、其れより益々英祖王に器さして用ゐられ、三十二歳の春よりは宮廷に進講<sup>(其講説は耳溪外集の講(第一第二兩卷にあり))</sup>をさへ爲すに至つた。

爾後彼れは地方官となるや、常に己れの學を修むるばかりでなく、民に向つて大に學を勧めた。就中黃海道觀察使として最も意を此れに注いだのであつた。其の「太史氏自序」に「海西俗樗魯不重文學。各於院宇置訓長。教以詩書六藝。士多讀書積文者」と曰ひ、又其の「海西錄」の中に「重講潭院設食堂講大學・擊蒙要訣」と題して

吾道今東矣。遺祠尙巋然。重鑿壇上講。如對卷中賢。翔鳳高千仞。方濟湛一天。百年開繼志。心法更誰傳。

と曰つてゐるのでも暇かである。潭院は即ち彼れが祖先以来尊崇せし李栗谷の石潭書院のこゝで、擊蒙要訣は栗谷が幼學の者に立志・革舊習・持身・讀書・事親・喪制・祭禮・居家・接人・處世に就いて述べた儒學教授上に於ける必要の書と云はれたものである。

耳溪が黃海道に於ける治績は大に功を奏し、國子の長に榮轉するを得、益々儒官として重く用ゐられ後年遂に大提學に遷はれて文衡を兼るに至つた。而かも其の大提學は、九年間に於ける六回の改選に五たび候補に擧げられて、三たび當選の名譽を博したのである。殊に當時は儒教を以て政治の根柢となし、且文科々學の合格者でなければ官吏となるこゝが出来ぬ制度であつたため、最高學府の長ともいふべき大提學の地位は國政を掌る台相にも匹敵すべきの權威者として大に尊敬せられたものである。又大提學の選拔は領・左・右の三議政と、吏・戸・禮・兵・刑・工の六曹長官たる爲政者の薦むる圈點に由つて定められたもので、之には黨派關係や姻戚關係の如き私情さへ隨伴したため、其の當選は實に容易ならぬものであつた。茲に「文衡圈點錄」から抄出して、彼れが屢推擧せられたる當時を回想する料に供する。

癸丑	正祖十七年	十二月	沈煥之	八點	洪良浩	八點	落點
甲寅	正祖十八年	十二月	徐有臣	十點	金載瓚	九點	徐鼎修
戊午	正祖十二年	八月	洪良浩	四點	落點	金載瓚	四點
庚申	正祖十四年	正月	洪良浩	前望	落點	李晚秀	七點
辛酉	正祖元年	正月	尹行憲	八點	落點	金祖淳	七點
辛酉	正祖元年	五月	李晚秀	六點	落點	金載瓚	六點
						徐鼎修	六點
						洪良浩	五點
						徐鼎修	二點

斯の如くであつて、彼れが大提擧となつたのは、其齡七十・七十五・七十七歳の三回であつた。而して當時彼れと同じく推擧せられた人々を見るに、即ち三煥之は大提擧たりし後、右議政となり領議政に進み、徐有臣は曾祖父以來三代皆議政たりし開門、朴堉は純祖朝に至りて領議政となり、徐鼎休も亦た有臣と同系の名族、尹行憲は林漢集を祖先としたる勢力家で而かも純祖の最も親近者たるもの、李時秀は右議政福源の子にして當世無比の文章家、金祖淳は純祖の政舅として永安府君に封せられし人、いづれも名聲あるの逸材、これと競争して羸を制するは非常なる困難であつたに相違ない。純祖の才となり二重とも彼れが多數を擁したのには、讀手の方に因襲なる金祖淳が現れた、めで、之は所謂時運である。但甲寅の擧の選に良浩（理）の名の無いのは一極異様な感もせらるゝが、之は冬至正使として支那に派遣されたがためである。畢竟大提擧の改選に漏れてゐるのは、より以上の重任に當つた故とも云つてよい。彼れは此の以前には副使として彼土に赴いた、其等の事から見ても當時屈指の人物として顯要の地位に置かれたことが判る。其の「太史氏自序」に此の甲寅の行に就いて次の如く書いてゐる。

甲寅皇帝將設年終宴。命我使進參。時良浩年過七十。上意欲遣良浩問。卿老矣能作萬里之行乎。對曰臣雖老矣猶堪一行。臣子樂濩。名係朝籍。乞命護行焉。上問文臣。曾有請假赴燕者否。對曰故相臣鄭太和爲上使。其子載嵩以兵馬特許陪行。可引例也。上許之。人多勸其老。而獨賢良浩曰。老來再遊中國第一快事。遂遺然而往。

襁褓たる老軀、千里の程に上ほる、其の得意を想見される。是歲大提擧の選に中らざりしも、次年に於て遂續して地位を占めたので、德望の高かつたことが推知される。彼れは此の前後二回の使行に於ける快事を「太史氏自序」に述べていふ。

曩時初入燕京。翰林修撰戴衢亨。聞名求見詩筆。乃書示紀行詩二篇。衢亨大加稱謝曰。詩則清遠老健。筆則大類李北

海。贈古詩長篇。乃以文房爲贊。是行簡章詩以學政出外。中朝無知面者。及領賞于午門。禮部尙書紀勾。頗賞來。相去稍遠。以交話。以時法言。及退出。遠家貧數口。久仰高名。交臂師矣之殆有數焉。今聞令郎學士隨來。求與相見。乃與樂海。造門。紀公少出中門而之。延置上座。夙尊大人盛名。今也。見而不得接語可恨。求見詩文。以宿稿。二篇贈之。紀公大喜之。各著詩文序。(中略)又以長詩請與定交。可謂海內知音也。當時贈以氣德神詞一部。蓋與訖後。於長門者也。真詩以長交誼之。是後節德之行。頗有書。願以文房香品。皆東方所未見者也。其中漢風斗乃是西京舊制。可作他家之寶。感德遠之深。無物可窮。文房諸品。各成銘贊以報之。紀公有文章盛名。掌禮部十餘年。士林以爲標準。與長清同年生也。

紀勾(字、上)字は陸嵐。一字は泰嶺、晚に石雲と號し、乾隆十九年進士、二十八年侍讀學士、三十四年四庫全書總纂官に擢でられ、後爲纂大學士となり、太子少保を拜した。言ふまでもなく四庫全書は、指を世界に於いて最も貴重な書籍の中に居せらるゝものである。尙彼れが元の方面の著した『瀛奎律髓』を批評訂正して、詩壇の毒に氣を吐いた『瀛奎律髓』四十九卷は流く世を益してゐる。實に彼れは清朝文學最も振興した乾隆時代に於て學殖豐富を以て尊重せられたのであつた。斯る人から欽慕を受けたのを見ても、其の才思凡のたであつたことを證せられる。

數談が『瀛奎律髓』の中にも「府君(海)平且淡、顏色なく、人を待ち而に相する和氣蕭然たり。蓋其の天姿厚、學問を以て自ら修むず。雖、而かも心上工夫深、氣滯あり」と曰ひ、「人若し一藝一能あれば、則ち地處の高下、年紀の老少に論なく、一待放言、即速きして服は、從てて答復也吹塵以煩あるを期す。門に凡ぶ者皆虛往實歸の幸あり」と曰つてゐるが、彼れの感化を受けた者も頗る多かつたのである。

#### (四) 著 述

耳溪の學問は一面に於て續編に應用したのであるが、又一面に於ては著書として其の當時のみならず後世までも益してゐる。即ち皇王傳四卷二冊・海東名將傳六卷三冊・賈子粹言二冊・耳溪集三十四卷十七冊・耳溪外集五卷五冊此外編集したものに大東古蹟・大東筆宗・奇邱題咏とがある。耳溪集及外集は耳溪の歿後、孫の敬謨が出版したもので、耳溪集には辭・賦・歌謠・詩・序・記・書・題跋・銘・頌・贊・辨・論・解・傳・自序・雜著・疏劄・啓・議・教命文・頒教文・箋・教詞・教書・上渙文・進香文・祭文・哀辭・碑・神道碑・墓碣銘・墓誌銘・墓表・諡狀等が載せてあり、耳溪外集には講説・易象要旨・歷書發源・書堂原始・六書經緯・牧民大方・北塞記略等を收めてゐる。今彼れが著作の中より其の直もなるもの、二三を紹介しようと思ふ。

陳王啓東。これは朝鮮開國の起因を詳にせむとする爲に、高麗廢王王禰以降の梗概を述べ、殊に咸鏡道は李朝の王蹟顯著の土地として、諸家の議論は言ふまでもなく、稗史野乘の類までも蒐めて自己の意見を加へたものである。要するに耳溪は北鮮の國境に大なる注意を拂つた、め、此の著を成したのである。

海東名將傳。李朝の政治が具文に由るのみで、全く武を疎かにし、國力次第に衰頹に趨くのを慨嘆し其の興奮劑として新羅以李朝に至る諸名將(其卷中に收めたるは、新羅に於て、金腹信・張保舉・沈那高、高麗に於て、扶芬奴・乙支文德・安市城、厚・金慶孫・李子威・金方慶・韓希愈・元冲甲、高麗に於て、黑尚帝之、高麗に於て、瘦黔踰・姜邯贊・楊規、尹璠・吳延龍・金常軾・趙冲・金就編、朴李齊臣・崔暉・郭再裕・鄭文孚・黃進・休詩・鄭起龍・金時敏・李廷龜・林仲樞・金德齡・鄭忠信・金應河・林慶業・鄭鳳壽・柳琳等)の傳記を作り士氣を振起せむとしたもので、彼れは大なる武士道鼓吹者であつた。李朝の治世は長かつたが、這種の著は他に類がないのである。

賈子辭言。「賈子」は漢の賈誼の撰である、古は單に賈誼と曰つたが、後に賈誼新書と改めた、卷數は十、前の五卷は條奏、後の五卷は古先の體樂及政策を雜引してゐる。少しく漢籍を讀むた人は、賈誼の作として有名な弔屈原賦・過秦論・治安策を知つてゐるが、卷中には經綸に資するものが甚だ多いのである。耳漢は即ちそれを拔萃して經綸の典型とすべく此書を作つたのであつた。

萬物原始。木・火・土・金・水の五行に基づき、世上あらゆる事物に就いて其の原始を論及した趣味津津たるものである、次ぎに内容の一斑を示すことにした。

○木得水陰之氣。故長於夜。花得火陽之氣。故開於晝。

○凡草木之花多紅。紅黎火。木生火也。花生藥。藥黃象土。火生土也。藥生實。實圓象金。土生金也。實藏仁。仁潤象水。金生水也。仁復生木。水生木也。

○凡花之紅者。得火之發散故無實。杜鵑・躑躅・紅桃・牡丹之屬是也。花之白者。得金之收斂故有實。李・杏・梨・梅・櫻之屬是也。花之黃者。得土之堅實。故黍・稻・稗・粟・松栢之屬。皆有穀而味甘。

○草木之正赤火氣也。故其形尖。火盛則木衰。故其葉大者早凋。草之天葵・芭蕉。木之梧桐・柿之屬是也。葉細者象水。木得水則旺。故松・栢・杉・檜・榲子之屬皆冬青。

○松栢得木之正氣。故四時常青。榲子得木之陰氣。故花六出而色白。蓬艾得水氣。故葉皆黑得坎象。故葉有刺。甘蔗得少陽之氣。故開雷而長。帶大而早萎。

○五穀味甘得上氣也。果實味酸得木氣也。花葉味苦得火氣也。薑桂味辛得金氣也。麴醬味鹹得水氣也。

○草・木・蟲・魚地產。故四方不同族。飛禽起於天產。故海內無異種。惟海外則風氣殊故物產亦殊。橘渡海則爲枳。雁過水則爲鶩。貉處汶則死。火燥無靈無賴者地氣限之也。

○五穀味平而甘。故能養胃。稻好濕而下稟。其得水氣乎。故成於秋。麥好燥而上指。其得火氣乎。故熟於夏。

○凡草木之質。夏熟者味多酸。積木氣也。秋熟者味多甘。帶土氣也。葉者之苦。芥藜之辛。得金火之偏也。

○木莢實於桂。故幹枝皮肉心皆可藥。卉莢美於蓮。故根葉花實皆異名。

○江南不產檉。孔林無湘棘者。地氣得中和也。蠶不棲松楸之枝。蛾不上熊豹之皮者。物性有禁忌也。

○安石榴挾石而茂。蘇鐵木帶釘而活者。至有時手養木也。

六書釋義 吾人が比較的多く常用とする漢字約千七百餘を原形上より解釋したものである。山雲漢字は其の一點一劃に

も意義を含み、人間の靈的作用に對して與かる所甚大なりといふ見地より説述したので、漢字の字源を知らむとする人又は使用字數を制限するとか、略字を用うるとかいふ論者にも大なる參考となるものである。

北塞記略 卷を分つて九州風土記・北塞古蹟記・交市雜錄・江外記聞・白頭山考・海路考・嶺路考の七としてある。九州風土記の九州とは慶興の古稱であるが、慶興ばかりでなく、吉州以北・豆滿江附近一帶の風土記である。北塞古蹟記は軍人に豆滿江沿革に在るものに就いて考證を載せ、交市雜錄は清人と會寧其他に於ける貿易を主とした記事で、往時の間島關係を知るの好資料である。江外記聞は豆滿江對岸より敦古塔・古林等に感ずる事を述べてゐる。白頭山考は最も詳細を極めたもので、予が如き會て同山頂より其の大森林地帯を數箇月跋涉して測量に従事したる者より見れば、特に其の裨益する所の大なるを感ぜらるゝ。海路考も嶺路考も亦關説の價值が十分ある。予は關北就中豆滿江沿岸所謂六鎮地方の地理風俗互市等に就いて研究せむとする人の參考書の最も上乘なるものとして此書を推薦する。往年朝鮮古書刊行會で此書を翻譯したのであつたが、何故か遺憾にも著者を不同に附し、耳漢洪良浩の著たることを記してない。

彼れの學問の純眞なりしは其の詩感の上からも觀ることが出来る。尤も詩は志であり、性情の發露である。之を讀めば自然其の人格を下すことを得るのである。耳漢は詩人としても儼然たる大家であつた。彼の才あれども學なく、學あれども識なく、其の作る所頗爾柔靡に非ざれば則ち刻鏤塗澤を以てして、何等實社會、實生活に觸るゝなく、雕章繪句沾々

自ら喜ぶ者の到底企及ばざるものと謂つてよい。「太史氏自序」に

詩期以盛唐爲軌。往々有自得之趣。而未知後人爲何如也。

と曰つてゐるのは如何にも自負の如くに思はるゝが、其詩を讀めば決して驕傲の語でないことが判然する。彼れは又其の著「群書發排」の雜識中に

我東詩學。自來兩秦。近世亦多有以詩擅名者。而非宋則明調格甚低。間或有自詡以唐調者。而率皆依樣葫蘆。則是死法也。

と喝破してゐるが、作詩に就いて單に當時を警めたのみならず、併せて後世をも戒めたる英邁な識見と稱すべきである。彼れが詩賦は「耳藻集」の一卷より九卷迄に載せてある。今少しく之を抄出して、其の性格を紙上に生動せしめむと思ふ。予は先づ彼れが學生の代表作としても、亦忠忱の意を表したるものとして、慶興府使に左遷せられ六發達の詩たる「北征」一篇を推すのである。蘇東坡は、杜甫の「北征」を讀みて「北征詩。識君臣之大體。忠義之氣。與秋色爭高。可貴也」と曰つてゐるが、亦豫め耳藻の「北征」を評したものと見られる。

我本類而頽。事道違方向。事君思顛白。持心勉貞亮。非才托盛世。外內多鸞鷟。信己不量人。如瞽行無相。冥極理顯蹟。儀範起編諺。人言竟三至。惡母猶備說。郎金敢自下。瑣玉嘆已喪。室明初御極。新化腐炳煥。陶甄及殘物。山靈張洪覺。謂豈不足罪。謂心或可諒。終始庇且。皇言豈不。王道不無黨。矢心期酬報。沒齒無恨快。屏身歸代。泣血思。闕門。孤思來往。反復含。飲。放。苦鞋與。來。秋。榮。孟冬。自天上。環。以。試。尺。寸。技。若可獎。結。死。闕。相。明。雙。經。悲。

窮及仁政殿。旭日臨金榜。拜跪聆履屐。愀然愷特讓。翌日命辭歸。同對趨內仗。呼來近寶座。玉音何高朗。溫言激愚  
 衷。前兩度頓首。感泣一瞻。退死無所恨。遲徊出禁闥。情悵更悽恨。自願蟻蟻賤。遭逢千載職。欲報恩何由。天高  
 而尺澤。嗚呼。貧亦其。恐有窮富。內府出弓矢。兼有護衛將。錫之良馬二。注爲六鏡長。終前昔請禮。嚴助亦乘降。  
 軍旅雖未學。素志願備儻。常願馬少游。係戀兒女養。想妻請密語。自謂帶虎鬚。行裝儘愜奇。願盼生慨慷。勒石猶能  
 爲。裹革亦不讓。男兒事固爾。我言非狂妄。飄然出東郭。意氣何爽爽。背後終南遠。馬前高蓋抗。蹇蹙振落木。天宇  
 彌而昶。回首望京洛。雲日隔蒼蒼。行旌入關東。勝區饒清賞。橫槊亦能賦。江山足敷石。金流縉玉屏。永平地有金水亭  
蒼玉屏溪山絕勝  
 日華翻細淺。蓬萊字如皎。蓬萊揚土珍號  
大書刻於亭壁勳種奔夔閩。躍馬者弓氏。荒涼餘斧壤。亂流固鮮終。臨滄竟不王。真人遂合  
 三。驅除固走虜。栢田弔國殤。膏血染野奔。悲風善然至。穀魄來徬徬。金剛號閭幃。海內應無兩。神斤太斲琢。瘦骨  
 立飢字。群峰迭獻慙。萬象窮骨傲。列仙之所廬。雲耕自崑閩。歧行信不偶。歸日期探訪。今秋水漂山。峰壑失舊姓。  
 缺民多流遷。提挈或負。停車問郛邑。蹙然久倉怍。彌遊涉長陸。川谷互低仰。浮雲結層陰。野色遠遼漭。驅馬向鐵  
 嶺。兩氣連千嶂。鐵嶺高峯嶺。恒岱是表行。迤矣三千里。極目何堪流。山川鬱相纏。磊落散釜蓋。官路直如繩。廣陌  
 一頓缺。孰謂關山遠。按圖不盈掌。金火閱幾劫。往蹟紛浩穢。黑石龍輿里。王業此焉創。原廟儼珠旒。萬世升禮壘。  
 周鼎與漢鼎。大哉風泱泱。虬虎競撻擊。中多聖人葬。元氣積磅礴。冀雍可頡頏。雙城以北疆。往代女真搶。壯哉金與  
 尹。勳伐誰並侔。提封賴廣拓。土物宜永享。咸州大都會。形勝倏墟壞。雄城列紫鼓。誰堪屹有閭。巋然樂民樓。層構  
 極宏敞。長川駕穹虹。嫩沙浮畫舫。北方多麗人。粧服學京樣。渾渾抱其背。舟楫連餽餉。戒馬埒並代。武力亦斯張。  
 其俗好騎射。其地利車輻。措矢自兩愼。勁迅過籊籊。石弩銘於嶺。穿札如昔鏗。雷牧爾南閩。南藥泉古萬  
閩老學鼎重文教自此昉  
 齊魯待則是。前昔豈我誼。國島盤瓠形。七寶羅珍藏。甲山挺率葵。端川出美場。盤古蛻靈殼。富媪留縹緞。北青瞻孤

白沙李公恒編  
萬壽宮詩書

宗臣垂遺像，倫綱尺紙扶。大名雲霄亢，磨天插乾絡。斗衡倚孤桁，鬼門拆坤寶。墟落穢腥麴，危磴  
叱服下。迤去不形响。空添白髮莖。察費蠲幾種。元帥北開府。嶺隄據喉嚨。塞隴狀包絡。管鑰尊廢境。立馬五國城。  
異代起淵淵，高乘作雙因。金甌怒揮掃。索地市梓宮。狼心劇偷胆。吾臣墜河溝。驅魂想隣傍。虛勞二醫來。何無一士  
仗。胡公嗔肝胆。宇宙鳴忠讜。白嶽雄東北。豆江出混滾。其外即滄海。風濤日相捲。靈根孕三韓。亭毒仍圯坎。赤池  
墜王迹。異事傳圖牒。上聖自膺命。神物豈莫償。避狄同西鞠。斬蛇類芒碭。滯發流洪祚。佳氣至今旺。十州連味尾。  
西羅垂如叱。平生四方志。心目此可壯。太史遊梁楚。雄漢貫氣象。子美落川蜀。筆端欺化匠。坡仙浙西設。柳子嶺外  
放。文章得補助。成就皆君親。而我異於是。胆秉兼官鑊。才調愧昔賢。榮浮寧比況。恭惟玉汝恩。感結肺腑。夙夜  
勤職分。委鍾益驚瀾。披心化疽癰。摩手拆瘡痒。窮都軫凍餓。深甯達幽杆。不必專煦燠。不必恃播榜。惟能不鄙夷。  
然後親長上。躬令力稼穡。女也敏繅紡。長楸好督賦。半江莫縱網。平時有素餐。倉卒得先倡。闕市明約束。交賀絕誘  
調。忠信可縶額。強隣豈屑怒。慎勿求宛種。慎勿通毒蠱。民瘼各得所。聲教方吟鬢。礎表玄除積。平地雪數丈。天氣  
藏北甯。九月水腹脹。黃沙舉地起。日光常朦朧。獵騎來如風。咫尺襄穹廡。夷夏界一帶。徒獨不用槩。邊釁起呼吸。  
守臣敢泐泐。北門愾喪準。西河募魏尙。清晨挾矢出。霞漢嘖驢駐。胡山壓面立。壯心思一踢。弱國無長策。寸地誰能  
據。借哉分水嶺。驅履胡未過。王靈薄海國。威德政遐暢。山烽疾如期。戎賊靜不響。仁風溢四境。殊俗亦慕嚮。且緩  
羊公帶。時披王子笠。爐薰淨印架。塞月明書幌。宵柝報平安。睡起朝嗽兒。莫云食無肉。淡菜堪作湯。莫云樽無酒。  
耳卒亦可饌。莫云土無綿。馳敵啟裂纜。莫云山無果。健脾多榛橡。莫云地濱海。清冽無炎瘴。莫云風颯瓦。板壁有燧  
炕。莫云官似度。吏卒環前廠。玉以琢成器。金待鍊稱鋼。逍遙以自適。胸襟廓蕩蕩。山雨豈永懷。定遠終無恙。寄聲  
報弟兄。遠朝莫悵悵。天涯隔若親。魂夢徒延延。聊成出塞曲。臨風發浩唱。

忠孝一途、忠臣を求むるに孝子の門に於てすこ日ふのは一の鐵案であつて、君に忠なる彼れは親に對する孝空の情も亦深かつた。其の慶賀當座たる任所に在つて、杜市に擬して六歌を作つた。而して其の一歌は實に左の如くである。彼れけ蚤く變親を喪つた。詞中菅闈とあるけれども其れは生母を指したのではなくして、僅に九つ歳上の繼母尹氏のこゝなのである。

我所思兮在菅闈。鶴髮垂垂對斜輝。晨昏起居遠離違。關山杳杳音信稀。堂上久拋老萊衣。應勞倚闈念渴饑。歌一唱兮欲奮飛。嬌首南雲曷月歸。

第二歌以下は同胸骨肉を思ふ慈愛の情が溢れてゐる。

有弟有弟在滄陽。我髮星星尙鬢蒼。形分影離忽乖張。天南河北隔參商。雲山青海鴈聲長。明月孤樽誰共床。歌三翻兮結中腸。我看雲時爾渺岡。

有孫有孫纔五齡。芳華在抱何零丁。別時痘瘡滿面生。近日稍聞戲軒庭。紫紙寄我書縱橫。點畫時成蠅蚪形。歌四闕兮不堪聽。眼中依依見寧馨。

有子有子俱弱冠。庭擢玉樹階生蘭。眉目娟秀步趨端。文詞筆翰動波瀾。食無求飽居無安。少不努力老悲嘆。歌五拍兮情無歡。汝曹書來每自寬。

彼れは其の子樂淵の歿して三年目、貶せられて監興府使となり、四歳になる孫の敬謨を残して任所に往かねばならぬ運命に會した、其時左の五首を作り、題して「將之慶興歷入耳深哭別子墓」と曰つてゐる。

自汝之亡矣。青山草更黃。嚴霜覆我面。悲風裂我裳。腸裂不足惜。何處見清揚。日月空去去。天地意茫茫。汝兒已能言。但呼母與祖。汝兒始學字。不忍教以父。稍長若有問。將以何語譬。兒音漸似父。我心感不慰。

我築溪上屋。汝墓在其右。昔汝從我來。勸我起小構。屋成汝不在。老我獨來居。汝心想可決。我懷當何如。

我徂三千里。道迢江海傍。汝弟皆來送。鄉里亦遠將。把酒不能飲。四座慘無言。上山欲一恸。更惡感汝魂。

汝少喜爲詩。汝又工於寫。凡我有述作。使汝書且和。自汝之亡矣。不忍更吟詩。今作別汝辭。爲我寫者誰。

詩は心の空である。疾病慘憺の時には、覺えず疾病慘憺の音を爲す、音々嗚咽なる此くの如き詩を讀みて涙を墮さるものはこれ石腸肉眼と言つてよい。彼れの愛は決して其の肉親にのみではなく、禽獸草木にも及びだ。殊に成北地方の農民、辛苦を詠じた作の如きは彼の肉食者流をして紳に書して服膺せしめたいと思はる、ものもある。

北地宜好農。家家爲繡綺。收子榨成油。束書然作詩。油以照新質。石汝足下屨。亦是麻皮織。(北地)

三月暮歲七月穫。五日繰絲十日漚。繰手弄機作細布。漚如蠶窠小盈握。可惜織與南尚充官債。身若羅網不掩脚。(蘇軾)

雀兮莫食前。爾宜我當國。兒兮善逐雀。日暮莫遺跡。然彼鷓鴣物亦去食。慎勿差殺俱驚飛。(晏公)

勸農は彼れの最も意を注いだ一である。従つて其れに關した作が極めて多い、茲に只二三を録するに止めたが、周詩仍省野。歌頌其養生と曰ひ、三農須及時。一雨更如期。曰ひるが如き、農夫と喜びを俱にする牧民官の情思高如たるものがある。

寸地皆王土。仁風動八紘。編牛從夏制。散粟及春耕。喜氣天垂雨。高光木向榮。周詩仍省野。歌頌其養生。(借牛)

三農須及時。一雨更如期。林林根方着。永田耕可爲。農言多瑣細。花意太淋漓。刺史今無事。登樓好賦詩。(喜雨)

兒今日之曙。荷勸南園去。麥畦當先耨。秫田次可除。歸時探桑城南。持與少婦飼蠶。(日之曙)

尙武を主張し、文弱に流る、氣風を掃蕩せむとしたのも彼れが經綸の一つである。其れに關した詩の如きも皆實地に成つたもので、遂に文辭を弄したものではなかつた。

衆山西入海。包絡壯關防。雲壓魚龍氣。澗涵日月光。齊煙連戍火。蠻嶺雜漁樵。酒半談邊事。元戎帶月刀。(此劍)

城頭列萬炬。天地爲之紅。光掩雲間月。芒垂水底虹。砲聲如挾石。火氣自生風。縱寓昇平樂。須知操練功。(夜泛南江)

(制敵火塘)

萬里江城接素秋。疎星散落水雲浮。中宵劍氣橫燕塞。薄暮歌聲滿戍樓。元帥令留千點火。華夷界入一方舟。天時地利

渾無賴。勝算須占帳裏籌。(七月望夜登統軍亭點燭一)

彼れは前には義州府尹となり、後には慶尙府使となり、殊に二度も支那に使した。其れが爲に、國境の安危も支那に服

從する事に就いては、多くの感慨の詩を賦してゐる。茲に掲げたのは僅に其の一斑に過ぎないのである。

倚劍孤城一放吟。邊風七月氣蕭森。胡山轟々黃雲暗。滄海荒々白晝陰。獵火時從何處起。塞鴻遙入半空沈。鴨江日夜

流千里。國耻年々較淺深。(統軍亭)

龍灣一路走燕京。玉帛年々渡此行。天地橫分三派水。山河割與九連城。堪憐弱國無長策。猶幸邊臣際太平。莫向望華

樓上望。皇華秋色異崇禎。(望華樓)

朝飲豆江水。暮食赤池魚。水從白頭山頂來。魚是渤海波臣餘。畫彈匣中劍。夜讀几上書。劍在跨海斬鯨氣。書窺先天

未盡初。腰縮虛符食糜米。籬閣沈沈是官居。閉印廢衙一事無。癡坐不動如遺甃。出關嗔似誰定遠。行吟初非屈三閭。

已見寒月幾圓缺。長對醴雲自卷舒。文章變態神應助。奇氣潛藏老不除。白首飄零不知愁。何賴腹中藏五車。長歌短詠

護自勞。落拓嶽崎竟誰如。得非剴州刺吏乎。誰乃永州司馬歟。爾衣何重露何清。竟如錦之委佩瓊。古人已遠不可

攀。今人應笑我狂疎。身之不謀反守古。嗚呼爾江兒也耳。君不聞天爲宇兮地爲宅。海內執事皆之責。又不見烏鳴春兮

燕吟秋。天機何獨不在予。(秋吟)

懐古の詩に情思旨澁、怒張に失せず、浮泛に涉らざる佳作がある、殊に支那に往還したものに多いのであるが茲にはそれを割愛した。

古堞崩條祀白煙。行人立馬夕陽邊。山高水麗三千里。霧散雲消五百年。廢井有欄瑩白度。荒臺無樹月空懸。終知曆數

歸眞主。歌曲于今巷里傳。(松古)

三尺孤碑下馬看。千年松嶽並巖峴。斷橋有血應成碧。朽骨爲塵不改丹。隻手誰能扶大厦。一身猶足激殘瀾。至今聖代

崇名節。文物彬彬士趣端。(善竹)

三姓親王閱幾年。西京佳麗浪江邊。東湖馬跡留雲氣。箕子鸞囀有井田。從古英雄多勝敗。至今民俗誦仁賢。名區幸值

昇平日。冠蓋紛紛動管絃。(懷古)

巖嶠古蹟切管絃。此日登臨感慨新。安市城邊雪浪々。遼陽江外草秦々。眼前寸地非吾土。天下奇男有幾人。箕子舊封

無虜覓。清酒一酌海沽巾。(登白島山)

讀此詩作は彼れが猶長きものでよい。如何に彼れが崇高廉潔の心を以て、國を登ひ世を慨したかと想像される。

物生天地間。有口皆衣食。鳥鼠塚過曠。雞鶩互粟。鷓鴣好博魚。虎狼志擇肉。貪或甘臭腐。潔或嚼土木。受氣紛不

齊。奚論美與惡。斯人竊靈樞。四海同嗜欲。孰不任爲家。孰不惡幾渴。一或有障蔽。本心遂陷溺。惟思飽管梁。不肯

安梨重。取舍失毫釐。聖狂判舜跖。爭奪既無厭。禍患儻不覺。相彼豈々物。猶能辨茶毒。寄語含齒者。慎勿憑口腹。

(聖賢談)

北方蚊蚋大如蜂。全帶吮血毒於蜂。嗜我北人風肉薄。爾獨何心來相啣。然則其害有出臂。使我不得安眠食。雖然不見

衣冠族。亦多暖民膏血者。於汝穢物焉足責。(北方)

啄木又啄木、蝨入木中伏。我與汝無怨、胡爲來相虐。烏言爾罪大、神明所不釋。既自木中活、反向木中食。外而剝肌膚、內則咀骨沙。遂令華棟材、枵然餘空腹。勢同皇依社、患甚蛇穿屋。托身何深巧、弄嘴恣飽菜。我將除物害、非是甘汝肉。乍見遊禽狀、如聞嘯嗚々。木乃遂其壽、蝨亦保其族。(和鳥)(啄木)

彼れは四方に官遊したが、徒に遊覽を事さしなかつた。然し遊覽に關する作は多少ないでもないが、此には彼の丹陽の名勝たる「島遊泛舟」の一詩に止めて置く。

舟遊南浦八月暮。老夫來同太守遊。鳳樓亭下初騎馬。鶴集臺前暫擊舟。清江舟過潏波動。翠壁楓酣積風收。行到十里隨浮轉。忽見三山湧水浮。尖峰巖巖如削成。奇石綵綺巧雕鏤。曾聞東海之外有神山。莫是方丈瀛洲與蓬丘。輕棹湖洞住遊旋。盤渦屈折去還留。漁人擊汰搗紅葉。姪女遺歌起白鷗。巖壑空洞認大舟。廻瀾噴浪魚龍愁。穹然石門掛半空。宛如紅橋架玉樓。牽蘿躡磴上雲梯。若倚周園攀斗牛。仙人石田長玉禾。屏屏繡膝水盈壺。飛瀉灑日翻素練。虛窟生風振鳴球。江天欲暮酒氣醺。笛鼓喧瀟殿中流。白髮燈檠稍愜意。開雲逝水共悠悠。千載二郎呼不得。夕陽橫箔下長洲。

彼れは所謂南船北馬で其の生涯の大半を驪旅に費したが、時に京城に在るも學徒の爲に書を講ずるさか、然らずとも皆作に没頭した、め、優遊閒適の境に身を置いたことは少ないのである、尤も彼れは祖先以來の名園もあり、牛耳洞には別墅もあつたのである故、暇に乗じて嘯咏したのは言ふまでもないことである。

稍稍行人斷。紛紛棲鳥過。月高山影小。風定水聲多。薄氣看斗牛。幽情寄藤蘿。虛窓清不寐。中夜自高歌。(中秋夜)(發後苑)

臥病三春暮。幽居太華東。閉門千嶂裏。高枕百花中。種藥開新徑。穿池灌小筒。閒中能事足。此樂與誰同。(滿山桃李)(盛開題紫樓)

長嘯喚小僕。荷斧向溪東。伐木奇峰出。誅薶細澗通。山仍撒雨碧。花與夕陽紅。滾滾天機妙。裁成屬此翁。(即事)

過屋花無數。盈庭草欲齊。閉門知日永。高枕見山低。睡罷雲猶在。詩成鳥復啼。仙源非別界。城市亦幽棲。(長夏閑居)

病起春將盡。扶筇憩小園。落花侵短髮。啼鳥近清樽。把卷仍成睡。看書忽忘言。閒中無限趣。管坐與誰論。(閑居)

以上録したのは全く九牛の一毛に過ぎないが、實に彼れは行くとして可ならざるなきの詩才を持つてゐたのである。紀曉嵐が『耳溪集』に序せる文中に「近體有中唐遺響。五言吐詞天拔秀削絶人。可位置馬戴・劉長卿間。七言亮簡微情與江東・丁卯二集相伯仲。七言古體縱橫似東坡而平易近人足資勸戒。又多似白傳。大抵和平溫厚無才人妍媚之態。民生國計念々不忘。亦無名士放誕風流之氣觀(中略)所謂詩人之詩。異乎詞人之詩矣」と曰つてるのは最も適切なる評で、殊に民生國計念々不忘。所謂詩人之詩。異乎詞人之詩矣の數語は能く耳溪を悉したものと云ふべきである。

## (五) 住居と子孫

京城の東北約三里に在る牛耳洞は、水石の景致幽邃なる勝地であるが、耳溪が櫻樹を日本より移植したるため、花の名所として近世殊に顯はるゝに至つた。而して彼れは單に櫻樹を植ゑたのみではなく、其の先塋の丙舍を増大し、小歸堂・兼山樓・水戩亭等を築いて別墅となしたる上彼の地一圓の所有者として大に民を移し荒蕪を開墾し遂に村を成したのである。彼れが本邸のことに就いては、孫なる敬謨が書いた『四宜堂志』に「我五代祖考判決事府君(耳溪の曾祖父)、永安尉文謫公(元柱)の第四男を以て、將に産を拆き屋を分たむとし、其基を木寛山下に占む。顯宗辛亥、宅舍を營み幾月にして成る即ち南部薰陶坊泥岬なり。塙室涼軒樓寮門廊の制、秩然として具備す。而して昔は崇邱を負ひ松檜森立し、門は大道に臨み高柳行を成す、儘に南簾の甲第なり」と曰ひ、又「即ち木寛山の下麓にして開禮宮の舊基なり、家舍並に堡五百三十間と爲す。仁廟朝、季策に買ひ、貞明公主に賜與す。而して公主、判決事府君に移給し第を治め以て之に居らしむ」と曰

つてあるのに由つても、耳溪の四代の祖柱元の夫人貞明公主は宣祖王の女であつた故、同じく孫に當る仁祖王が伯母の爲に土地を買ひ賜はり邸宅を築造せしめた宏壯なるものであつたことが判かる。尤も此の邸宅は耳溪の祖父と父とが年を續けて歿し、家計頗かに衰へた際、已むを得ずして人手に賣却したが、後年耳溪が之を買戻したことも「四宜堂志」に書いてある。而して黨陶坊泥甕といふのは現今の本町二丁目に當り、又明治町、南山町等一圓を最近まで明禮坊と云つたから、何づれその邊に在つたものと想はるゝ。耳溪の「泥甕記」は當時の地勢を知るに足り、彼れの自信が窺はれる故、此に示すこととした。

南山之下有泥厓。地低而隘。水積不善洩。秋濕如潦。行者病焉。故名其里以泥。余家其頤。命之曰泥窩。客曰泥者卑汚之處。賤濁之稱也。人方隘而去之。子何爲名其室。余應之曰。子安知泥之德乎。夫泥土與水合而成也。萬物皆生於水發於泥。然水不能獨生而依於土。土不能獨發而資乎水。相須而成功焉。故天有五材始於水而終於土。瓊隄所以衛國堂室所以安身。埴埴陶甕所以養生。皆是物之爲也。泥之功顧不大歟。(中略)歌曰。爾居之卑兮載物之德。爾性之潤兮利物之澤。埴之成形兮爲方圓爲曲直。歛而返真兮泯然乎無跡。渾々兮其質。汶々兮其色。泥哉泥哉。君子之宅。

尙又敬讓が「四宜堂志」に「判決事府君、既に宅舎を營み多く花石を園階の上に好へ、以て晩年の清賞と作す。今に百餘年の間、盛にして衰へ、衰へては老い、十の一二も存する者なし、茲に古有りて今無き者を記し以て後昆に示す」として、大松四在南園今餘二。蒼繪二在南園今亡。側栢一在西園。老松門屏五二在澄懷閣西一在守約堂南一在內中門外西今亡一在內後庭西今亡。圓蓋老松五在東園。小松一在西階二盆種今亡。盤松一盆種今亡。棕櫚二地種今亡。月桂四盆種今亡。四桂二盆種小四桂二盆種白四桂一盆種今並じ。拒霜花一盆種今亡。剪春羅一盆種今亡。銀剪花一盆種今亡。秋海棠一盆種。夕陽花一盆種今亡。梅花二盆種庭梅一今並じ。碧梧桐一盆種今亡。百日紅一盆種今亡。映山紅二盆種今亡。倭躑躅八在南階今

餘二。牡丹九叢今亡。山丹花一在西階今亡。紫木蓮一在西階今亡。白木蓮一在南階。出塔花一在西階今亡。金銀花一在西階今亡。金藤花一在西階今亡。佛頂花二一在南階今亡一在西階。白杜鵑一在南階。丁香四二在西階一亡二在南階今亡。綿竹二叢一在西階下一在南階今並亡。(以下)と書いてあるが、耳溪四代の祖萬恢が如何に花木を愛したかを想像される。元來可軒の人は庭園とか花木とか云ふことの趣味は極めて薄い。現に宅地の幾分を庭園にしたり、盆栽でも持つてゐる人は少ないのである。然るに萬恢に此の如き趣味があつたのは誠に珍そすべきである。耳溪が植樹に熱心であつたことも恐らくは此等の感化に由るであらう。

耳溪が牛耳洞の地を其の所有としたことに就いては前(京畿揚州郡牛耳洞の植樹の項)に書いたので明かである。然し牛耳洞は水石の景致實に幽邃であつて、京城附近の勝地中の隨一と言つてよい。殊に同洞九曲の名は彼れが撰むものであるから、此に其の「牛耳洞九曲記」を紹介する。

三角之東有萬景之臺。高並白雲仁壽之峰。列嶂如屏橫絕天半。軒張圍抱。衆水爭門前。有巨壁當其喉。高可十丈。瀾過高半強。全石如削。巖徑不可攀。水由其頂飛下如練。聲震數里。名曰萬景瀑。是爲第一曲。其下十餘武。有大石縱臥。平博如床。可坐數十百人。名曰醒石。蓋遊人到此必飲。飲必易醒也。自此山漸低洞復合。左右翠壁參差對峙。東流倒瀉。人從壁面斜行。不可並足。急水橫馳舂撞。名曰積翠屏。是爲第二曲。於是綠崖順流而下。石色斑爛錯錯。水行其上。如錦紋數。左岸有層巖成峰。巖巖聳擢。可以攬行雲眺遠野。名曰雲峰。是爲第三曲。又環山而轉。許有巨石數丈富流屹立磅礴平寬。礫抱而登。衆壑畢呈。松風水聲蕭然盈耳。名曰振衣岡。前有圓石形如大鐘。水擊而鳴。清遠可聽。是爲第四曲。又循溪而下數百弓。大石成壑橫塞洞口。自如屯雲。聲如拭玉。清淪漣四下。名曰玉鏡臺。賦滑砥平可書大字。中坵成墩。如仰大槽。謂之洗墨池。是爲第五曲。自此稍北水伏流不見。至數里許。白石盤陀四布。明

淨可鑑。中成閭閻。潤可半畝。群峰環擁。洞天襄傲。前望水落道峰諸山排空巖秀如列諸障。尤宜月下觀影使人神清。名日月影潭。是爲第六曲。又轉數百步。怪石崿嶿激成小瀑。右有巨巖巖窠穹窿如屋。可以列坐行觴。名曰滂纒巖。西望天冠之峰高出大半偃蹇。尊巖如星冠道人披雲端坐。是爲第七曲。又循溪而下數百步。洞益實水益大。紆徐盤曲流無聲。忽見亂石磊落。如群羊散野陣馬飲水。中爲層巖斷琢天虜。飛瀑跳躑。琤琤清越名曰鳴玉灘。其西有小澗發于天冠之下。迤邐彎回並岸而東趨。名曰燕尾之洲。其上有小築。曰小巖之堂。是余三世丙舍。其北起小樓曰兼山。楓松花菓儼然交翳。其東數十步。有六面之閣據大石臨絕壁。名曰水哉亭。玉灘之水燕尾之溪。合流于亭下。匯爲澄潭。是爲第八曲。至此兩岸明豁水清沙白。有數椽架石臨流。曰在潤亭。即三世相國徐公舊墅也。是爲第九曲。而合而名之曰牛耳之洞。水由是折而東。出放于大野。蓋自萬景至。在潤不過五里強。而水底大抵皆石。奇巖層瀑間步錯出。指不勝擗。而舉其大者爲九。何其富也。夫九者陽之盛數之極。故乾之策用九。而範有九疇。賁有九州。洞之有九曲亦自然之數也。自夫朱夫子發武夷之奧。東人之占名區者率多以九數焉。惟嶺之陶山。海之石潭尤著焉。豈惟地之勝歟。殆由人而顯也。今牛耳之曲。如萬景之雄奇月影之清絕。未知孰與武夷。而即陶山石潭之所未有也。然其顯不顯亦待乎人焉爾。

此の文末に耳溪が地の勝は殆んど人に由つて顯はるゝと曰つたのは大なる抱負と云つてよい。確かに牛耳洞の名は耳溪に由つて益々顯はれたのである。先づ之れにて耳溪の事蹟は略ぼつたのであるが、尙此れより子孫に就いても少しく附記してみたい。

耳溪には二人の質子樂源・義俊・及藤子の義俊と外に二人の女子があつた。而かし嗣子たるべき樂源は二十四歳で歿したので、其子敬讓(號冠)が祖父なる。其の後を繼いだのである。彼れは奥祖五十年甲午(安永三年、徳川家治時代)に生れ、三歳にして父を喪ひ、其後は祖父に養はれた。納祖己巳の進士を以て文科に登り、吏曹參判兼同知・經筵春秋・義禁府事等となり、

哲宗二年辛亥(嘉永四年、徳川家慶時代)七十八歳で歿し、文貞と諡せられた。其の著書なる者社志十九卷八冊は、李朝太祖以來、朝臣

文官・資憲の正二品以上の年七十に滿ちたる者を入れたる社志四百五十餘年間の事蹟・條例等を詳録し。大東學致十三冊は、道君以降純祖に至るまでの歴代・椒掖・宗英・國舅・講賓・輔相・冢宰・司馬・文衡・文任・湖堂・玉簪・講官・國子内翰・内閣・中書・銓郎・司助・方伯・使星・戎垣・耆社・休退の諸教を録し。重訂南漢誌十三卷は徐命膺の編成に係る南漢山の地誌を補足完備したるもので、共に文獻の好資料である。此の外松石外史二十二卷十一冊は其の詩文集で、冠履紀年七冊は彼れ自身六十八年間の經歷事實を録したものである。敬謨が耳溪の後を繼いだのは二十九歳の時であるが、學問に於ては能く其教を奉じて成功し、耕植の如きも殊に遺業を展開したのであつて、其の熱心であつたことは、彼れが著「松石外史」に載せし牛耳洞に於ける諸記文が之を證してゐる。

### 花 塲 記

歐陽公示謝道人詩云。深紅淺白宜相間。先後仍須次第栽。我欲四時携酒賞。莫教一日不花開。移花接木自是山人家韻事。而山人家得地不廣。開筵怡閑。則四時花品不可培植也。適於堂前後。築塲治堤。以山花野卉周布左右。又時於盆而種於池。隨品而分栽。因地而位置。牡丹・芍藥・海棠・月桂等幾種上乘高品也。色態幽閑。香標淡麗。可堪盆架。高齋日共琴書滿賞也。金鳳仙。白雞冠。五色戎葵。金絲桃等幾種中乘妙品也。香色間繁。手采各半。要皆欄檻。春風共遠。四時能點也。李・桃・李・奈・辛夷・荼蘼等幾種下乘具品也。露華粗具。姿度未開。置之離落池頭。可憐花林。疎疎香也。(下略)

### 藥 圃 記

(上略)余自幼善病。所須在藥圃。況山居之後。野情尤貪於採藥。而亦不能入深山。其三枝六根五華九實之草。適於園圃中傍治一畝地。分種杞菊等諸品。汲井添潤。挿援扶傾。香蕊異花。帶雨籠煙。日夕繞庭。最堪悅目。乃乎秋來採製。

灌以清澗之流。曝之太陽之輝。製治如法。服食從其所宜。可以除病。可以補精。(下略)

果 原 記

(上略)吾國之果無珍異之物。只是山家所種橘者。而臙脂之桃。紫黃之李。碧夫杏。奈。含桃等諸種。種各有數名。春而花。夏而實。粟又最宜於土。蕭森繁茂。歲收莪包(中略)史所云粟粟之利。此謂天府。民雖不作而足者誠非誇語也。園在洞之深處。而洞是萬山絕峽之中。地皆疎離。靡膏無水旱之田。所宜者木。故居人業於果以自食此。殆近於不佃作而足者。(下略)

菜 畦 記

昔東坡居士云。吾借王參軍地。種菜不及半畝。而吾與子適終年飽菜。夜半飲醉無以解酒。輒欄菜煮之。味含土膏氣飽霜露。雖梁肉不能及也。人生須底物而乃更食耶。遂作四句曰。秋來霜露滿東園。蘿虀生兒芥有孫。我與何曾同一飽。不知何苦食雞豚。此非園翁野叟曰食藜藿者之言。而能知無味之味。窮知天下之至味也。余自樓山。志在於蔬水。墾治數畝於籬園之傍。播之以百種菜品。風暖凌開莖芽競抽。雨潤土凝剛甲以解。時與園丁共鋤而培土灌泉澆根。(下略)

麥 田 記

牛耳之洞。全居山內。地狹而土瘠。沙礫之所種積。川溪之所齧蝕。多骨少肉無隙地可鋤。史所稱不毛之地而地真所云五鹿之土也。是以牛耳之人不佃而業於果。登高而採其薪以自食。余於水哉亭之西得地數頃。曰可以田。樵者笑曰。土瘠以黃唐。不宜於穀。雖佃之三墾七荒也。余曰山田固無妨遞耕遞休。而亦惟在於人之爲與不爲耳。適拾石澌沙柞木燒糞行水利以殺草。然後犁以治町疇。糞以美土疆。至季秋三月。播之以麥。冬乃大雪而覆其根。春又益之以糞。宿苗芄芄勃然以興。薰風纒過輕花細落。翠浪欲流黃雲已遍。於是麥秋至。將登亭而觀刈。歌池石湖刈麥詩曰。菊花開時我

種麥。桃李花飛麥叢碧。多病經旬不出門。東陂已作黃雲色。命園丁齊力而刈之凡數斛。及輸入干庭。山家居然爲富有而園翁溪叟來賀之(中略)顧謂諸人口。天下事患不爲耳。爲之寧有不可爲之事乎。今夫牛耳之人。謂地之礪種不宜於穀曾莫佃之。惟以業果柝薪爲事。此孟子所云。非不能也不爲也。(下略)

以上の文中或は花を移し木を接ぐの趣味を語り、或は藥草を培ふの必要を述べ、又は水田に乏しき溪谷には果樹を植うべしと曰ひ、蔬菜の味の雞豚に勝れるを説き、殊に礪種之地を麥田と成して民に耕作を教へ、之を爲す寧ぞ爲すべからざるの事あらむやと謂ひたる如き、如何に彼れが利用厚生の道に努力せしかを思ふに足るが。これ畢竟祖父たる耳溪の感化に外ならぬのである。但恨むらくは敬讓が歿して後三四代の間に家道次第に衰へ邸宅林園も已に他の有となり、今や其の子孫は四方に散在すこのことである。

又一方、耳溪の第二子たる義俊(號蕪谷)は更部判書・經筵春秋・義禁府事・弘文館提學同知・成均館司として學問たる系統を繼ぎ、其の子錫謨(號陶厓)も詩書畫を善くし殊に有名な東國歲時記の著がある、それより善周(號石)——祐穆(號耳)を経て、祐穆の長子承敬(號青)は現に耳溪が墳墓の在る忠南天安郡歡城面龍谷里に住み、同面長の職を奉じて居り、次子承禎(號潤)は論山郡光石面泉洞に農桑を勵み、詩書に勤しむて居る。

予は三年以來、耳溪の事蹟調査に志せるを以て、去十月先づ承敬を天安を距る約一里の龍谷里に訪ひ、共に耳溪の墳墓に謁したのであつた。其際彼れは一意表拜を器宇清。陋居許久仰高名。上山共謁吾先墓。光紫從前講此碑。といふ一詩を予に贈つた。彼れの家には、貞明公主の書一冊、耳溪の詩集(四十八卷七十一)二編、耳溪の遺集(號蕪谷)一冊、耳溪の書簡四冊、三世遺蹟(耳溪、陶厓)一冊、其他耳溪、冠慶の栢本類を藏してゐる、予は約半日其の附近を彼れと共に歩行したが、稻田に鳥追う翁を見ては鳥害の有無を問ひ、菜畑に耕へす童子を呼びては施肥の多寡を教ゆるなど、予をして面のあたり耳

深其人を見るが如く感ぜしめた。彼れは家屋の荒廢と生活の貧苦とを耻づるが如くに語つたが、予は天安に歸る路すがら二三の農翁に就いて問ふてみるに、單に名家の子孫として尊敬せらるゝばかりでなく、公人たる歡城南長として、君子近郷の人格者として徳望が高きといふ語であつた。予は其の數日後、承編を論山の泉洞に訪ね此處でも耳溪の事蹟を問ふた、宗族一同は喜むて予を延いて厚く饗し、予に示すに「蓬瀛何處是。鮮日最相隣。今見赤松子。泛來玄海津。江山尋故宅。嶺谷訪遺民。自幸仙緣在。也應文字因。」の一詩を以てした。聞談數刻、予が去るを送り數町行を共にし來つて別を惜むた風情は今尙ほ眼底を去らないのである。

予は多年朝鮮に客たるものである。朝鮮は古來自ら誇稱する文の國である。儒を以て政を爲した國である。従つて所謂儒者ミか官吏にして名を知られた者に大抵著書文集がある。而かし之を讀むて見るに、あまりに空論譯文のものが多數を占め、實生活に觸るゝミか、協同生活に及ぼすミか云ふ活潑々地のもは極めて尠ないのである。然るに予は其耳溪集を讀み、又行爲を實際に照らすに及むて、彼れを李朝五百年間に於ける儒者ミしても官吏ミしても、罕に見る偉人たるを認めためたのである。尤も彼れの名は相當朝鮮の識者間に知られてゐる。而かし吾々の期待する程彼れは尊敬せられてゐない。これは李朝の時勢が、利用厚生ミか、國民民福ミかいふことを闕却して、黨派の争ひや、禮典の空襲などのみにこれ日も足らずといふ有様で、斯る經綸家などは殆むミ度外視した故だと思ふ。且彼れは黨派以外に超然として居たが仔細に見れば寧ろ少論派に屬するものであつて、勢力乏しき不利の地位に在つたのも人に喧稱せられざる原因の一つであると思はれる。彼の丁若鏞(號茶)の牧民心書を以て、地方行政官の唯一の指針なりと稱する人もあれど、彼れは耳溪に後る、三十八年(英祖)に生れたのみならず、彼れの母は耳溪と同宗たる豊山洪氏の出であり、又山林經濟の事は朴世堂の書を推すけれども之を増補大成したのは徐有榮(號楓)であつて、是亦耳溪に後る、四十年(英祖)に生れたのみでなく其父命膺は耳溪の

莫逆の友であつた。此れに由つて觀ても此兩書は寧ろ耳溪の啓蒙に殊つたものである。

殊に若錦の牧民心書は、十八年間康津に謫居（謫居の原因は、其兄苦蓮が天主教の熱心なる信者となり、時の純祖王の怒りに）の悲憤と鬱憤が凝結して稿を成したものであるから、あまりに時勢に對しての反感を迸發したため、往々言ふべくして行ふべからざる空想架説を敷陳したる處は、何んもなく大人君子たる沈重の意圖を缺いて居り、國家を経綸し得る根本策とは言はれない。之に反し耳溪に至つては夙く彼等に先立ち、君に忠に國に盡さむとする赤誠より、最も剴切に最も穩當に、治承・植樹・牧畜・軍制・軍備・道路の修理・戸籍の編制等を唱道し且之が實行に盡瘁し、決して凡上の空論はしなかつたのである。頃且予は學識あり經驗ある或る朝鮮の青英に耳溪の事を話したが、其人は昔しあの時代に彼れの如き傑物が二三人も廟堂に立つたならば、朝鮮は斯くも貧弱にはならなかつたであらうと曰つた。内地の人は動もすれば朝鮮に青英を経綸家がないやうに言うて居り、朝鮮の人の多くも儒教しか政治しかにせいては隨分論議を竭して居るが、曾て耳溪のやうな經綸家を紹介するものに出會つたことはない。予は此れに憤して聊か耳溪の事蹟を述べ、實際的に學ぶべく、模範的に學ぶべき偉人であることを闡彰し以て民政の資に供したのである。（大正十三年十月下旬稿）



